

福祉のしおり

障がいのある人たちのために



門真市 保健福祉部 障がい福祉課

目 次

障がい福祉課からの

マイナンバー（個人番号）に関するお知らせ

<p>I 障がい者手帳の交付 11</p> <p> 身体障がい者手帳 1</p> <p> 2 療育手帳 3</p> <p> 3 精神障がい者保健福祉手帳 4</p> <p>II 難病患者等の支援 6</p> <p>III 相談の窓口 14</p> <p> 1 機関等 14</p> <p> 2 相談員 18</p> <p>IV 医療費の助成等 19</p> <p> 1 重度障がい者医療費の助成 19</p> <p> 2 ひとり親家庭医療費の助成 19</p> <p> 3 保健事業 20</p> <p> 4 自立支援医療費（更生医療）の助成 21</p> <p> 5 自立支援医療費（育成医療）の助成 21</p> <p> 6 自立支援医療費（精神通院）の助成 22</p> <p> 7 後期高齢医療制度 22</p> <p>V 補装具・日常生活用具等 23</p> <p> 1 補装具費（購入・借受・修理）の支給 23</p> <p> 2 門真市難聴児特別補聴器給付事業 23</p> <p> 補装具申請の流れについて 24</p> <p> 3 大阪府難聴児補聴器交付事業 24</p> <p> 4 日常生活用具の給付・貸与 25</p> <p> ① 身体障がい者（児）・難病患者（児）の 日常生活用具 25</p> <p> ② 知的・精神障がい者の日常生活用具 36</p> <p> ③ 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具 37</p> <p>VI 日常生活の支援 39</p> <p> 1 障がい福祉サービス 39</p> <p> 2 障がい児支援サービス 40</p> <p> 3 高額障がい福祉サービス等給付費 41</p> <p> 4 多子軽減措置 41</p>	<p> 5 就学前児童の発達支援等の無償化 41</p> <p> 6 地域生活支援事業 44</p> <p> 7 その他事業 45</p> <p>VII 手当・年金等 47</p> <p>VIII 減免・割引 50</p> <p> 1 所得税等の減免 50</p> <p> 2 交通運賃の割引等 52</p> <p> 3 有料道路の割引 54</p> <p> 4 NHK放送受信料の減免 54</p> <p> 5 携帯電話の割引 54</p> <p> 6 映画館の割引 54</p> <p> 7 NTTの無料番号案内 55</p> <p> 8 門真市内各駅前駐輪場の 一時使用料の免除 55</p> <p> 9 公共施設等の使用料の減免等 55</p> <p> 10 さわやか訪問収集 55</p> <p> 11 ふれあいサポート収集 56</p> <p>IX 駐車禁止除外指定車標章 57</p> <p>X その他 58</p> <p> ◇身体障がい者障がい程度等級表 59</p> <p> ◇関係団体一覧・その他団体 60</p> <p> ◇障がい児通所支援 61</p> <p> ◇障がい福祉サービス事業所 63</p> <p> ◇指定特定相談支援事業所 66</p> <p> ◇障がい者に関するマークについて 67</p>
---	---

※備考(タイトルに記載されている記号意味)

- | | |
|---|----------------------------------|
| 身 | …身体障がい者の方 |
| 知 | …知的障がい者の方 |
| 精 | …精神障がい者の方 |
| 難 | …難病患者の方 |
| マ | …申請・届出等でマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるもの。 |

障がい福祉課からのお知らせ

マイナンバー(個人番号)の申請書等への記載と本人確認について

平成 28 年 1 月より、下記の手続に関する申請・届出等には、【マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認】が必要となりました。

本人確認には、「番号確認」及び「身元確認」が必要となりますので、申請の際には、必ず両方の確認ができる証明書をご持参ください。

法令の改正により、通知カードは令和 2 年 5 月 25 日に廃止されました。原則として通知カードはマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけませんが、お持ちの通知カードに記載の住所、氏名等に変更がない場合は引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。

下記の手続き

マイナンバー(個人番号)の記載が必要な各種手続一覧
障害者総合支援法に基づく支援に関する各種申請 ① 障がい福祉サービス ② 補装具 ③ 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) ④ 地域生活支援事業(日常生活用具等給付、移動支援、日中一時支援) ⑤ 高額障がい福祉サービス費
児童福祉法に基づく障がい児通所支援に関する各種申請 ① 障がい児通所支援サービス ② 高額障がい児通所給付費
特別障がい者手当等の給付に関する各種申請 ① 障がい児福祉手当 ② 特別障がい者手当 ③ 経過的福祉手当
身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に基づく支援に関する各種申請 ① 身体障がい者手帳 ② 精神障がい者保健福祉手帳 ③ 措置(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく措置)

※ 「番号確認」及び「身元確認」については、次のページ、各種行政手続を行うみなさまへを参照してください。

各種行政手続を行うみなさまへ

1. 本人が対面で手続を行う場合（※郵送時は、コピーを同封してください。）

番号確認 ア～ウのいずれかを提示		身元確認 ア～ウのいずれかを提示	
ア	個人番号カード(マイナンバーカード)	ア	個人番号カード(マイナンバーカード)
イ	通知カード ※令和2年5月25日以降お持ちの通知カードに記載の住所、氏名に変更がない場合は、ご利用いただけます。	イ	【顔写真付きの身分証明書(以下から1点)】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障がい者手帳 (5)精神障がい者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの) ※6箇月以内のもの	ウ	上記ア、イの書面をお持ちでない場合やご提示頂くのが困難な場合 【身分証明書(以下から2点)】 (1)公的医療保険の被保険者証 ①国民健康保険の被保険者証 ②健康保険の被保険者証 ③船員保険の被保険者証 ④後期高齢者医療制度の被保険者証 ⑤介護保険の被保険者証 ⑥健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑦国家公務員共済組合の組合員証 ⑧地方公務員共済組合の組合員証 ⑨私立学校教職員共済制度の加入者証 (2)国民年金手帳 (3)児童扶養手当証書 (4)特別児童扶養手当証書 など

上記のほかにも手続可能な書類はございます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください

2. 代理人が対面で手続を行う場合（※郵送時は、コピーを同封してください。）

番号確認 ア～ウのいずれかを提示		代理人の身元確認 ア～ウのいずれかを提示		代理権の確認
ア	個人番号カード (マイナンバーカード)	ア	個人番号カード (マイナンバーカード)	(1)任意代理人の場合 委任状 ※郵送時も【原本】
イ	通知カード ※令和2年5月25日以 降お持ちの通知カードに 記載の住所、氏名に変更 がない場合は、ご利用い ただけます。	イ	【顔写真付きの身分証明書 (以下から1点)】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障がい者手帳 (5)精神障がい者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など	(2)法定代理人の場合 ①親権者の場合 戸籍謄本(抄本) ②未成年後見人の場合 戸籍謄本(抄本) ③成年後見人の場合 登記事項証明書など
ウ	住民票の写しや住民票 記載事項証明書 (個人番号が記載され たもの) ※6箇月以内のもの	ウ	【身分証明書(以下から2点)】 (1)公的医療保険の被保険者証 ①国民健康保険の被保険者証 ②健康保険の被保険者証 ③船員保険の被保険者証 ④後期高齢者医療制度の被保険者 証 ⑤介護保険の被保険者証 ⑥健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑦国家公務員共済組合の組合員証 ⑧地方公務員共済組合の組合員証 ⑨私立学校教職員共済制度の加入 者証 (2)国民年金手帳 (3)児童扶養手当証書 (4)特別児童扶養手当証書 など	

上記のほかにも手続可能な書類はございます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

I 障がい者手帳の交付

1 身体障がい者手帳 身 マ

内 容	<p>視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能に障がいのある人に交付されます。</p> <p>障がいの程度により1級から7級までの等級があります。(7級単独での手帳の交付はありません。)</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
申請手続	<p>都道府県知事の指定医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡しします。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 健康保険証 <p>市町村民税非課税世帯(生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください。)の人には診断料(文書料)を助成しますので、その領収書をご持参ください。<u>印鑑が必要です。</u></p>
再認定	<p>障がいの状態によって、再認定が必要となる人がおり、手帳交付のときに再認定日が指定されます。</p> <p>手帳に記載されている再認定年月の3箇月前から再認定手続ができます。(おおむね3箇月前に通知文書を発送いたします。)</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡しします。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 健康保険証 ⑦ 現在お持ちの手帳 <p>市町村民税非課税世帯の人には診断料(文書料)を助成しますので、その領収書をご持参ください。 ※ 申請される人が本人、同一世帯の家族でない人は、承諾書が必要です。</p>

等級変更	障がいの程度が変わったと思われる場合は、再認定と同じ手続を行って下さい。
居住地 ・ 氏名変更	<p>下記に掲載のものを添えて、下記の手続窓口で変更手続をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外への転出時の手続窓口: 転出先の障がい福祉担当窓口 ■ 市内での転居時の手続窓口: 障がい福祉課 <p>【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳</p> <p style="padding-left: 40px;">② 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <p>■ 氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。</p>
再交付	<p>手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 現在お持ちの手帳(破損の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">④ 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p>
返還	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合や障がいの程度が変わり、法に定める障がいに該当しなくなった時は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】 返還する手帳</p>
その他	手帳を他人に譲渡又は貸与することはできません。
窓口	障がい福祉課

※ 身体障がい者手帳の等級に該当するかどうかは、指定医師にご相談ください。

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要時間

【申請手続】・【再認定】・【等級変更】・・・約50日から70日

【再交付】・・・・・・・・・・・・・・・・・・約30日

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

2 療育手帳 知

内 容	障がいの程度によりA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に分けられます。 障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請手続	下記に掲載のものを添えて、申請をしてください。 18歳以上の方は、簡単な聞き取りがありますので、必ず事前に連絡の上、手続してください。 【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)
更新	次回の判定時期が手帳に記されています。 更新される場合は、3箇月前から更新手続ができますので、下記に掲載のものを添えて申請してください。 18歳以上の方は、簡単な聞き取りがありますので、必ず事前に連絡の上、手続してください。 【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 現在お持ちの手帳
居住地 ・ 氏名変更	下記に掲載のものを添えて、下記手続窓口で変更手続をしてください。 ■ 市外への転出時の手続窓口:転出先の障がい福祉担当窓口 ■ 市内での転居時の手続窓口:障がい福祉課 【手続に必要なもの】 現在お持ちの手帳 ■ 氏名、連絡先、保護者の変更手続も同様です。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。 【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳(破損の場合) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)
返 還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は対象事項に該当しなくなった場合は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。 【手続に必要なもの】 返還する手帳
そ の 他	手帳を他人に譲渡又は、貸与することはできません。
窓 口	障がい福祉課

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要時間

【申請手続】・【更新】……………約60日から90日

【再 交 付】……………約40日から60日

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

3 精神障がい者保健福祉手帳 精 マ

内 容	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。</p> <p>障がいの程度により1級から3級までの等級があります。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
申請手続	<p>医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡しします。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの)</p> <p>(2) 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。)</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡しします。)</p> <p>④ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。)</p> <p style="text-align: center;"><u>※年金支給理由に、精神以外の障がいがありましたら、手帳申請は不承認となる場合があります。その場合は、改めて医師の判断の上、診断書による申請を行うことは可能です。</u></p>
更 新	<p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合は有効期限の3箇月前からできます。</p> <p>更新手続には、下記に掲載のものを添えて申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡しします。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの)</p> <p>(2) 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。)</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡しします。)</p> <p>④ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。)</p> <p>⑥ 現在お持ちの手帳</p>
等級変更	<p>障がいの程度が変わったと思われる場合は、更新の場合と同じ手続を行ってください。</p>
居住地 ・ 氏名変更	<p>下記に掲載のものを添えて、下記の手続窓口で変更手続をしてください。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 市外への転出時の手続窓口:転出先の障がい福祉担当窓口</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 市内での転居時の手続窓口:障がい福祉課</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 現在お持ちの手帳</p> <p style="margin-left: 20px;">② 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。</p>

再 交 付	手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。 【手続に必要なもの】① 個人番号カード(マイナンバーカード) ② 委任状(任意代理人の場合は必要です。) ③ 現在お持ちの手帳(破損の場合) ④ 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)
返 還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は対象事項に該当しなくなった場合は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。 【手続に必要なもの】 返還する手帳
その他	手帳を他人に譲渡又は、貸与することはできません。
窓 口	障がい福祉課

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要時間

【申請手続】・【更新】・【等級変更】……90日前後

【再 交 付】……60日前後

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

Ⅱ 難病患者等の支援

障害者総合支援法が施行されたことにより、障がい者の定義に難病等(治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度のもの)が追加され、障がい福祉サービスや、補装具・日常生活用具の給付の対象となりました。(詳しくは後述しています)

「障害者総合支援法の対象疾病(361疾病)一覧表」(令和元年7月より)

疾患番号	疾患名
1	アイカルディ症候群(あいかるでいしょうこうぐん)
2	アイザックス症候群(あいざっくすしょうこうぐん)
3	IgA腎症(あい・じー・えーじんしょう)
4	IgG4関連疾患(あい・じー・じー・よん・かんれんしっかん)
5	亜急性硬化性全脳炎(あきゅうせいこうかせいぜんのうえん)
6	アジソン病(あじそんびょう)
7	アッシャー症候群(あっしゃーしょうこうぐん)
8	アトピー性脊髄炎(あとぴーせいせきずいえん)
9	アペール症候群(あぺーるしょうこうぐん)
10	アミロイドーシス(あみろいどーしす)
11	アラジール症候群(あらじーるしょうこうぐん)
12	アルポート症候群(あるぽーとしょうこうぐん)
13	アレキサンダー病(あれきさんだーびょう)
14	アンジェルマン症候群(あんじえるまんしょうこうぐん)
15	アントレー・ビクスラー症候群(あんとれー・びくすらーしょうこうぐん)
16	イソ吉草酸血症(いそきっそうさんけつしょう)
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎(いちじせいまくせいぞうしよくせいしきゅうたいじんえん)
19	1p36欠失症候群(1ぴー36けつしつしょうこうぐん)
20	遺伝性自己炎症疾患(いでんせいじこえんしょうしっかん)
21	遺伝性ジストニア(いでんせいじすとにあ)
22	遺伝性周期性四肢麻痺(いでんせいしゅうきせいししまひ)
23	遺伝性腓炎(いでんせいすいえん)
24	遺伝性鉄芽球形貧血(いでんせいいてつがきゅうせいひんけつ)
25	ウィーバー症候群(ういーばーしょうこうぐん)
26	ウィリアムズ症候群(ういりあむずしょうこうぐん)
27	ウィルソン病(ういるそんびょう)
28	ウエスト症候群(うえすとしょうこうぐん)
29	ウェルナー症候群(うえるなーしょうこうぐん)
30	ウォルフラム症候群(うおるふらむしょうこうぐん)
31	ウルリッヒ病(うるりっひびょう)
32	HTLV-1関連脊髄症(えいち・てい・えー・ぶい-1 かんれんせきずいしょう)
33	ATR-X症候群(えー・てい・あーる-えつくすしょうこうぐん)
34	ADH分泌異常症(えー・でい・えいちぶんびつじょうしょう)
35	エーラス・ダンロス症候群(えーらす・だんろすしょうこうぐん)
36	エプスタイン症候群(えぶすたいんしょうこうぐん)
37	エプスタイン病(えぶすたいんびょう)
38	エマヌエル症候群(えまぬえるしょうこうぐん)
39	遠位型ミオパチー(えんいがたみおぱちー)
40 ○	円錐角膜(えんすいかくまく)
41	黄色靭帯骨化症(おうしよくじんたいこっかしょう)
42	黄斑ジストロフィー(おうはんじすとろふいー)
43	大田原症候群(おおたはらしょうこうぐん)
44	オクスピタル・ホーン症候群(おくしびたる・ほーんしょうこうぐん)

45	オスラー病(おすらーびょう)
46	カーニー複合(カーニーふくごう)
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん(かいばこうかをともなうないそくそくとうようてんかん)
48	潰瘍性大腸炎(かいようせいだいちょうえん)
49	下垂体前葉機能低下症(かすいたいぜんようきのうていかしょう)
50	家族性地中海熱(かぞくせいちちゅうかいねつ)
51	家族性良性慢性天疱瘡(かぞくせいりょうせいまんせいてんぽうそう)
52	カナバン病(かなばんびょう)
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 (かのうせいむきんせいかんせつえん・えそせいのうひしょう・あくねしょうこうぐん)
54	歌舞伎症候群(かぶきしょうこうぐん)
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 (がらくとーす-1りんさんうるじるとらんすふえらーぜけつそんしょう)
56	カルニチン回路異常症(かるにちんかいりょういじょうしょう)
57 ○	加齢黄斑変性(かれいおうはんへんせい)
58	肝型糖原病(かんがたとうげんびょう)
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)(かんしつせいぼうこうえん(はんながた))
60	環状 20 番染色体症候群(かんじょう 20 ばんせんしよくたいしょうこうぐん)
61	関節リウマチ(かんせつりうち)
62	完全大血管転位症(かんぜんたいけつかんでんいしょう)
63 ○	眼皮膚白皮症(がんひふはくひしょう)
64	偽性副甲状腺機能低下症(ぎせいふくこうじょうせんきのうていかしょう)
65	ギャロウェイ・モト症候群(ぎやろうえい・もわとしょうこうぐん)
66 ○	急性壊死性脳症(きゅうせいえいせいのしょう)
67 ○	急性網膜壊死(きゅうせいもうまくえし)
68	球脊髄性筋萎縮症(きゅうせきずいせいきんいしゆくしょう)
69	急速進行性糸球体腎炎(きゅうせいしんこうせいしきゅうたいじんえん)
70	強直性脊椎炎(きょうちよくせいせきついえん)
71	巨細胞性動脈炎(きよさいぼうせいどうみやくえん)
72	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) (きよだいじょうみやくきけい(けいぶこうくういんとうびまんせいびょうへん))
73	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) (きよだいどうじょうみやくきけい(けいぶがんめんまたはししびょうへん))
74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 (きよだいぼうこうたんしょうけつちょうちようかんぜんどうふぜんしょう)
75	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)(きよだいいりんぱかんきけい(けいぶがんめんびょうへん))
76	筋萎縮性側索硬化症(きんいしゆくせいそくさくこうかしょう)
77	筋型糖原病(きんがたとうげんびょう)
78	筋ジストロフィー(きんじすとろふいー)
79	クッシング病(くっしんぐびょう)
80	クリオピリン関連周期熱症候群(くりおぴりんかんれんしゅうきねつしょうこうぐん)
81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 (くりっぺる・とれのねー・うえーばーしょうこうぐん)
82	クルーゾン症候群(くるーぞんしょうこうぐん)
83	グルコーストランスポーター1欠損症(ぐるこーすとらんすぽーたー1けつそんしょう)
84	グルタル酸血症 1 型(ぐるたるさんけつしょう1がた)
85	グルタル酸血症 2 型(ぐるたるさんけつしょう2がた)
86	クロウ・深瀬症候群(くろう・ふかせしょうこうぐん)
87	クローン病(くろーんびょう)
88	クロンカイト・カナダ症候群(くろんかないと・かなだしょうこうぐん)
89	痙攣重積型(二相性)急性脳症(けいれんじゅうせきがた(にそうせい)きゅうせいのうしょう)
90	結節性硬化症(けつせつせいこうかしょう)
91	結節性多発動脈炎(けつせつせいたはつどうみやくえん)

92	血栓性血小板減少性紫斑病(けっせんせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう)
93	限局性皮質異形成(げんきょくせいひしついでいせい)
94 ○	原発性局所多汗症(げんぱつせいきょくじょたかかんしょう)
95	原発性硬化性胆管炎(げんぱつせいかうかせいたんかんえん)
96	原発性高脂血症(げんぱつせいかうしけっしょう)
97	原発性側索硬化症(げんぱつせいそくさくこうかしょう)
98	原発性胆汁性肝硬変(げんぱつせいたんじゅうせいかんこうへん)
99	原発性免疫不全症候群(げんぱつせいめんえきふぜんしょうこうぐん)
100 ○	顕微鏡的大腸炎(けんびきょうてきだいちょうえん)
101	顕微鏡的多発血管炎(けんびきょうてきたはつけっかんえん)
102	高IgD症候群(こうあい・じー・でいしょうこうぐん)
103	好酸球性消化管疾患(こうさんきゅうせいしょうかかんしかん)
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症(こうさんきゅうせいたはつけっかんえんせいにくげしゅしょう)
105	好酸球性副鼻腔炎(こうさんきゅうせいふくびくうえん)
106	抗糸球体基底膜腎炎(こうしきゅうたいきていまくじんえん)
107	後縦靭帯骨化症(こうじゅうじじんたいこっかしょう)
108	甲状腺ホルモン不応症(こうじょうせんほるもんふおうしょう)
109	拘束型心筋症(こうそくがたしんきんしょう)
110	高チロシン血症 1 型(こうちろしんけっしょう1がた)
111	高チロシン血症 2 型(こうちろしんけっしょう2がた)
112	高チロシン血症 3 型(こうちろしんけっしょう3がた)
113	後天性赤芽球癆(こうてんせいせきがきゅうろう)
114	広範脊柱管狭窄症(こうはんせきちゅうかんきょうさくしょう)
115 ★	膠様滴状角膜ジストロフィー(こうようてきじょうかくまくじすとろふいー)
116	抗リン脂質抗体症候群(こうりんししつこうたいしょうこうぐん)
117	コケイン症候群(こけいんしょうこうぐん)
118	コステロ症候群(こすてろしょうこうぐん)
119	骨形成不全症(こつけいせいふぜんしょう)
120 ○	骨髄異形成症候群(こつずいけいせいしょうこうぐん)
121	骨髄線維症(こつずいせんいしょう)
122	ゴナドトロピン分泌亢進症(ごなどとろびんぶんびつこうしんしょう)
123	5p 欠失症候群(5 ぴーけつしつしょうこうぐん)
124	コフィン・シリス症候群(こふいん・しりすしょうこうぐん)
125	コフィン・ローリー症候群(こふいん・ろーりーしょうこうぐん)
126	混合性結合組織病(こんごうせいけつごうそしきびょう)
127	鰓耳腎症候群(さいじじんしょうこうぐん)
128	再生不良性貧血(さいせいふりょうせいひんけつ)
129	サイトメガロウィルス角膜内皮炎(さいとめがろういるすかくまくないひえん)
130	再発性多発軟骨炎(さいはつせいたはつなんこつえん)
131	左心低形成症候群(さしんていけいせいしょうこうぐん)
132	サルコイドーシス(さるこいどーしす)
133	三尖弁閉鎖症(さんせんべんへいさしょう)
134	三頭酸素欠損症(さんとうさんそけつそんしょう)
135	CFC 症候群(しー・えふ・しーしょうこうぐん)
136	シェーグレン症候群(しえーぐれんしょうこうぐん)
137	色素性乾皮症(しきそけいかんぴしょう)
138	自己貪食空胞性ミオパチー(じこどんしょくくうほうせいみおぱちー)
139	自己免疫性肝炎(じこめんえいきせいかんえん)
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(じこめんえきせいこうてんせいぎょうこいんしけつぼうしょう)
141	自己免疫性溶血性貧血(じこめんえきせいやうけつせいひんけつ)
142	四肢形成不全(ししけいせいふぜん)
143	シトステロール血症(しとすてろーるけっしょう)
144	シトリン欠損症(しとりんけつそんしょう)

145	紫斑病性腎炎(しはんびょうせいじんえん)
146	脂肪萎縮症(しぼういしゆくしょう)
147	若年性特発性関節炎(じゃくねんせいとくはつせいかんせつえん)
148	若年性肺気腫(じゃくねんせいはいきしゅ)
149	シャルコー・マリー・トゥース病(しゃるこー・まりー・とーすびょう)
150	重症筋無力症(じゅうしょうきんむりよくしょう)
151	修正大血管転位症(しゅうせいだいけっかんでんいしょう)
152	ジュベール症候群関連疾病(じゅべーるしょうこうぐんかんれんしつぺい)
153	シュワルツ・ヤンペル症候群(しゅわるとつ・やんぺるしょうこうぐん)
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 (じよはすいみんきじぞくせいきょくじよはをしめすてんかんせいのうしょう)
155	神経細胞移動異常症(しんけいさいぼういどういじょうしょう)
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症(しんけいじくさくすふえろいどけいせいをともなういでんせいびまんせはくしつのうしょう)
157	神経線維腫症(しんけいせんいしゅしょう)
158	神経フェリチン症(しんけいふえりちんしょう)
159	神経有棘赤血球症(しんけいゆうきょくせつけつきゅうしょう)
160	進行性核上性麻痺(しんこうせいかくじょうせいまひ)
161	進行性骨化性線維異形成症(しんこうせいこっかせいせんいけいせいしょう)
162	進行性多巣性白質脳症(しんこうせいたそうせいはいくしつのうしょう)
163	進行性白質脳症(しんこうせいはいくしつのうしょう)
164	進行性ミオクローヌステんかん(しんこうせいみおくらぬすてんかん)
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 (しんしつちゅうかくけつそんをともなうはいどうみやくへいさしょう)
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 (しんしつちゅうかくけつそんをともなわなはいどうみやくへいさしょう)
167	スタージ・ウェーバー症候群(すたーじ・うゑーばーしょうこうぐん)
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群(すていーぶんす・じょんそんしょうこうぐん)
169	スミス・マギニス症候群(すみす・まぎにすしょうこうぐん)
170 ○	スモン(すもん)
171	脆弱 X 症候群(ぜいじゃくえつくすしょうこうぐん)
172	脆弱X症候群関連疾患(ぜいじゃくえつくすしょうこうぐんかんれんしつかん)
173	成人スチル病(せいじんすちるびょう)
174	成長ホルモン分泌亢進症(せいちょうほるもんぶんぴつこうしんしょう)
175	脊髄空洞症(せきずいくどうしょう)
176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) (せきずいしょうのうへんせいしょう(たけいどういしゆくしょうをのぞく。))
177	脊髄髄膜瘤(せいきずいずいまくりゅう)
178	脊髄性筋萎縮症(せきずいせいきんいしゆくしょう)
179	セピアプテリン還元酸素(SR)欠損症(せぴあぷてりんかんげんさんそけつそんしょう)
180	前眼部形成異常(ぜんがんぶけいせいいじょう)
181	全身性エリテマトーデス(せんしんせいえりてまとーです)
182 △	全身性強皮症(ぜんしんせいきょうひしょう)
183	先天異常症候群(せんてんいじょうしょうこうぐん)
184	先天性横隔膜ヘルニア(せんてんせいおうかくまくへるにあ)
185	先天性核上性球麻痺(せんてんせいかくじょうせいきゅうまひ)
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 (せんていせいきかんきょうさくしょう/せんてんせいせいもんかきょうさくしょう)
187	先天性魚鱗癬(せんてんせいぎよりんせん)
188	先天性筋無力症候群(せんてんせいきんむりよくしょうこうぐん)
189	先天性グルコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症 (せんてんせいグルコシルホスファチジルイノシトールけつそんしょう)
190	先天性三尖弁狭窄症(せんてんせいさんせんべんしょうさくしょう)
191	先天性腎性尿崩症(せんてんせいじんせいにようほうしょう)

192	先天性赤血球形成異常性貧血(せんてんせいせつけつきゅうけいせいはいじょうせいひんけつ)
193	先天性僧帽弁狭窄症(せんてんせいそうぼうべんきょうさくしょう)
194	先天性大脳白質形成不全症(せんてんせいだいのうはくしつけいせいふぜんしょう)
195	先天性肺静脈狭窄症(せんてんせいはいじょうみやくきょうさくしょう)
196 ○	先天性風疹症候群(せんてんせいふうしんしょうこうぐん)
197	先天性副腎低形成症(せんてんせいふくじんていけいせいしょう)
198	先天性副腎皮質酵素欠損症(せんてんせいふくじんひしつこうそけつそんしょう)
199	先天性ミオパチー(せんてんせいみおぱちー)
200	先天性無痛無汗症(せんてんせいむつうむかんしょう)
201	先天性葉酸吸収不全(せんてんせいやうさんきゅうしゅうふぜん)
202	前頭側頭葉変性症(ぜんとうそくとうようへんせいしょう)
203	早期ミオクロニー脳症(そうきみおくろにーのうしょう)
204	総動脈幹遺残症(そうどうみやくかんいざんしょう)
205	総排泄腔遺残(そうはいせつくういざん)
206	総排泄腔外反症(そうはいせつくうがいはんしょう)
207	ソトス症候群(そとすしょうこうぐん)
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血(だいあもんど・ぶらつくふあんひんけつ)
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群 (だい14ばんせんしよくたいちちおやせいだいそみーしょうこうぐん)
210	大脳皮質基底核変性症(だいのうひしつきていかくへんせいしょう)
211	大理石骨病(だいにせきこつびょう)
212 ○	ダウン症候群(だうんしょうこうぐん)
213	高安動脈炎(たかやすどうみやくえん)
214	多系統萎縮症(たけいどういしゆくしょう)
215	タナトフォリック骨異形成症(たなとふおりつくこついけいせいしょう)
216	多発血管炎性肉芽腫症(たはつけつかんえんせいにくげしゆしょう)
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎(たはつせいこうかしょう/しんしんけいせきずいえん)
218 ○	多発性軟骨性外骨腫症(たはつせいなんこつせいがいこつしゆしょう)
219	多発性嚢胞腎(たはつせいのうほうじん)
220	多脾症候群(たひしょうこうぐん)
221	タンジール病(たんじーるびょう)
222	単心室症(たんしんしつしょう)
223	弾性線維性仮性黄色腫(だんせいせんいせいかせいおうしよくしゆ)
224 ○	短腸症候群(たんちょうしょうこうぐん)
225	胆道閉鎖症(たんだうへいさしょう)
226	遅発性内リンパ水腫(ちはつせいないらんぱすいしゆ)
227	チャージ症候群(ちゃーじしょうこうぐん)
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 (ちゅうかくしんしんけいけいせいはいじょうしょう/どもるしあしょうこうぐん)
229	中毒性表皮壊死症(ちゅうどくせいひょうひえししょう)
230	腸管神経節細胞僅少症(ちようかんしんけいせつさいいぼうきんしょうしょう)
231	TSH 分泌亢進症(ていー・えす・えいちぶんぴつこうしんしょう)
232	TNF 受容体関連周期性症候群 (ていー・えぬ・えふじゆようたいかんれんしゆうきせいしょうこうぐん)
233	低ホスファターゼ症(ていほすふあたーぜしょう)
234	天疱瘡(てんぼうそう)
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症(とくとうとへんけいせいせきつしょうをともなうじょうせんしよくたいれっせいはくしつのうしょう)
236	特発性拡張型心筋症(とくはつせいかくちようがたしんきんしょう)
237	特発性間質性肺炎(とくはつせいかんしつせいはいえん)
238	特発性基底核石灰化症(とくはつせいきていかくせつかいかしょう)
239	特発性血小板減少性紫斑病(とくはつせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう)
240	特発性血栓症(遺伝性血栓性要因によるものに限る。) (とくはつせいけっせんしょう(いでんせいけっせんせいやういんによるものにかぎる))

241	特発性後天性全身性無汗症(とくはつせいこうてんせいぜんしんせいむかんしょう)
242	特発性大腿骨頭壊死症(とくはつせいだいたいこつとうえししょう)
243	特発性多中心性キャスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症(とくはつせいもんみゃくあつこうしんしょう)
245	特発性両側性感音難聴(とくはつせいらいようそくせいかんおんなんちょう)
246 ○	突発性難聴(とつぱつせいなんちょう)
247	ドラベ症候群(どらべしょうこうぐん)
248	中條・西村症候群(なかじょう・にしむらしょうこうぐん)
249	那須・ハコラ病(なす・はこらびょう)
250	軟骨無形成症(なんこつむけいせいしょう)
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎 (なんちひんかいぶぶんほっさじゅうせきがたきゅうせいのうえん)
252	22q11.2 欠失症候群(22 きゅー11.2 けっしつしょうこうぐん)
253	乳幼児肝巨大血管腫(にゅうようじかんきょだいけっかんしゅ)
254	尿素サイクル異常症(にようそさいくるいじょうしょう)
255	ヌーナン症候群(ぬーなんしょうこうぐん)
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症 (ねいるぱてらしょうこうぐん(そうしつがいしょうこうぐん))
257	脳髄黄色腫症(のうけんおうしょくしゅしょう)
258	脳表へモジゲリン沈着症(のうひょうへもじでりんちんちゃくしょう)
259	膿疱性乾癬(のうほうせいかんせん)
260	嚢胞性線維症(のうほうせいせんいしょう)
261	パーキンソン病(ぱーきんそんびょう)
262	バージャー病(ばーじゃーびょう)
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 (はいじょうみゃくへいそくしょう/はいもうさいけっかんしゅしょう)
264	肺動脈性肺高血圧症(はいどうみゃくせいはいこうけつあつしょう)
265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) (はいほうたんぱくしょう(じこめんえきせいまたはせんてんせい))
266	肺胞低換気症候群(はいほうていかんきしょうこうぐん)
267 ★	ハッチンソン・ギルフォード症候群(はっちんそん・ぎるふおーどしょうこうぐん)
268	バッド・キアリ症候群(ばっど・きありしょうこうぐん)
269	ハンチントン病(はんちんとんびょう)
270 ○	汎発性特発性骨増殖症(はんぱつせいとくはつせいこつぞうしょくしょう)
271	PCDH19 関連症候群(ぴー・しー・でいー・えいち19かんれんしょうこうぐん)
272	非ケトーシス型高グリシン血症(ひけとーしすがたこうぐりしんけつしょう)
273	肥厚性皮膚骨膜炎(ひこうせいひふこつまくしょう)
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群(ひじすとろふいーせいみおとにーしょうこうぐん)
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症(ひしつかこうそくとはくしつしょうとうをともなうじょうせんしょくたいゆうせいのうどうみゃくしょう)
276	肥大型心筋症(ひだいがたしんきんしょう)
277	左肺動脈右肺動脈起始症(ひだりはいどうみゃくみぎどうみゃくきししょう)
278	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 (びたみんでいーていこうせいくるびょう/こつなんかしょう)
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎(ぴっかーすたっふのうかんのうえん)
281	非典型溶血性尿毒症症候群(ひてんけいがたようけつせいにようどくしょうしょうこうぐん)
282	非特異性多発性小腸潰瘍症(ひとくいせいたはつせいしょうちようかいようしょう)
283	皮膚筋炎/多発性筋炎 (ひふきんえん/たはつせいきんえん)
284 ○	びまん性汎細気管支炎(びまんせいはんさいいきかんしえん)
285 ○	肥満低換気症候群(ひまんていかんきしょうこうぐん)
286	表皮水疱症(ひょうひすいほうしょう)

287	ヒルシユスプルング病(全結腸型又は小腸型) (ひるしゅすふるんぐびょう(ぜんけつちょうがたまたはしょうちょうがた))
288	VATER 症候群(ばーたーしょうこうぐん)
289	ファイファー症候群(ふあいふぁーしょうこうぐん)
290	ファロー四徴症(ふぁろーしちょうしょう)
291	ファンコニ貧血(ふぁんこにひんけつ)
292	封入体筋炎(ふうにゅうたいきんえん)
293	フェニルケトン尿症(ふえにるけとんにょうしょう)
294 ★	フォンタン術後症候群(ふおんたんじゅつごしょうこうぐん)
295	複合カルボキシラーゼ欠損症(ふくごうかるぼきしらーぜけつそんしょう)
296	副甲状腺機能低下症(ふくこうじょうせんきのうていかしょう)
297	副腎白質ジストロフィー(ふくじんはくしつじすとろふぃー)
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症(ふくじんひしつしげきほるもんふおうしょう)
299	ブラウ症候群(ぶらうしょうこうぐん)
300	プラダー・ウィリ症候群(ぷらだー・ういりしょうこうぐん)
301	プリオン病(ぷりおんびょう)
302	プロピオン酸血症(ぷろびおんさんけつしょう)
303	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症) (ぴー・あーる・えるぶんぴつこうしんしょう(こうぷろらくちんけつしょう))
304	閉塞性細気管支炎(へいそくせいさいきかんしえん)
305	β-ケトチオラーゼ欠損症(べーたけとちおらーぜけつそんしょう)
306	ベーチェット病(べーちえつとびょう)
307	ベスレムミオパチー(べすれむみおぱちー)
308 ○	ヘパリン起因性血小板減少症(へぱりんきんせいけつしょうばんげんしょうしょう)
309 ○	ヘモクロマトーシス(へもくろまとーしす)
310	ペリー症候群(ペリーしょうこうぐん)
311 ○	ペルーシド角膜辺縁変性症(ペルーしどかくまくへんえんへんせいしょう)
312	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) (ペルおきしそーむびょう(ふくじんはくしつじすとろふぃーをのぞく。))
313	片側巨脳症(へんそくきよのうしょう)
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群(へんそくけいれん・かたまひ・てんかんしょうこうぐん)
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酸素欠損症(ほうこうぞくえるあみのさんだつたんさんさんそけつそんしょう)
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症(ほっさせいやかんへもぐろびんにょうしょう)
317	ポルフィリン症(ぼるふいりんしょう)
318	マリネスコ・シェーグレン症候群(まりねすこ・しえーぐれんしょうこうぐん)
319	マルファン症候群(まるふぁんしょうこうぐん)
320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー(まんせいえんしょうせいだつずい せいたはつしんけいえん/たそうせいうんどうにゅーろぱちー)
321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症(まんせいけつせんそくせんせいはいこうけつあつしょう)
322	慢性再発性多発性骨髄炎(まんせいさいはつせいたはつせいこつずいえん)
323 ○	慢性膵炎(まんせいすいえん)
324	慢性特発性偽性腸閉塞症(まんせいとくはつせいぎせいちょうへいそくしょう)
325	ミオクロニー欠伸てんかん(みおくろにーけつしんてんかん)
326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん(みおくろにーだつりよくほっさをともなうてんかん)
327	ミトコンドリア病(みとこんどりあびょう)
328	無虹彩症(むこうさいしょう)
329	無脾症候群(むひしょうこうぐん)
330	無βリポタンパク血症(むべーたりぽたんぱくけつしょう)
331	メープルシロップ尿症(めーふるしろうぷにょうしょう)
332	メチルグルタコン酸尿症(めちるぐるたこんさんにょうしょう)
333	メチルマロン酸血症(めちるまろんさんけつしょう)
334	メビウス症候群(めびうすしょうこうぐん)
335	メンケス病(めんけすびょう)

336	網膜色素変性症(もうまくしきそへんせいしょう)
337	もやもや病(もやもやびょう)
338	モワット・ウイルソン症候群(もわっと・ういるそんしょうこうぐん)
339 ○	薬剤性過敏症症候群(やくざいせいいかびんしょうしょうこうぐん)
340	ヤング・シンプソン症候群(やんぐ・しんぷそんしょうこうぐん)
341 ○	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴(ゆうせいいでんけいしきをとりいでんせいなんちょう)
342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん (ゆうそうせいしょうてんほっさをともなうにゆうじてんかん)
343	4p 欠失症候群(4びーけつしつしょうこうぐん)
344	ライソゾーム病(らいそぞーむびょう)
345	ラスムッセン脳炎(らすむっせんのうえん)
346 ○	ランゲルハンス細胞組織球症(らんげるはんすさいいぼうそしききゅうしょう)
347	ランドウ・クレフナー症候群(らんどう・くれふなーしょうこうぐん)
348	リジン尿性蛋白不耐症(りじんにょうせいたんぱくふたいしょう)
349 ○	両側性小耳症・外耳道閉鎖症(りょうそくせいしょうじしょう・がいでいどうへいさしょう)
350	両大血管右室起始症(りょうだいいけつかんうしつきししょう)
351	リンパ管腫症/ゴーハム病(りんぱかんしゅしょう/ごーはむびょう)
352	リンパ脈管筋腫症(りんぱみやくかんきんしゅしょう)
353	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。) (るいてんぼうそう(こうてんせいひょうひすいほうしょうをふくむ。))
354	ルビンシュタイン・テイビ症候群(るびんしゅたいん・ていびしょうこうぐん)
355	レーベル遺伝性視神経症(れーべるいでんせいしんけいしょう)
356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症(れしちんこれすてろーるあしとらんすふえらーぜけつそんしょう)
357 ○	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴(れっせいいでんけいしきをとりいでんせいなんちょう)
358	レット症候群(れつとしょうこうぐん)
359	レノックス・ガストー症候群(れのつくす・がすとーしょうこうぐん)
360	ロスマンド・トムソン症候群(ろすむんど・とむそんしょうこうぐん)
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症(ろっこついじょうをともなうせんてんせいそくわんしょう)
★令和元年7月 1 日から新たに対象となる疾病 △表記が変更された疾病 ○障害者総合支援法独自の対象疾病	

Ⅲ 相 談 の 窓 口

1 機関等 (1)門真市

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
門真市 障がい福祉課 (福祉事務所)	身体や知的、精神に障がいのある人、難病患者等の在宅生活や施設入所等いろいろな相談を受け付けています。 また、手話通訳者もいます。	〒571-8585 門真市中町 1-1	TEL 06-6902-6154 06-6902-6054 FAX 06-6905-9510	身 知 精 難
門真市障がい者 基幹相談支援 センター「えーる」	地域で生活する障がい者の相談や支援に当たります。また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関との連携による支援を行います。	571-0043 門真市桑才新町 24-2 地域生活支援拠点 ジェイ・エス内	TEL 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554	身 知 精 難
門真市障がい者 虐待防止センター	18歳以上65歳未満の障がい者が虐待を受けた場合の相談等に対応しています。	〒571-0043 門真市桑才新町 24-2 地域生活支援拠点 ジェイ・エス内	TEL 06-6901-0202 FAX 06-4967-5554 平日 9:00～ 17:30 休祝日・深夜(門 真市役所) TEL 06-6902-1231 FAX 06-6905-9510	身 知 精 難
門真市障がい者 相談支援事業所	地域で生活する障がい者の相談や支援に当たります。 ①障がい者相談支援事業所 「あん」 ②門真市障がい者 相談支援センター「ジェイ・エス」	①〒571-0062 門真市宮野町 2-20 東栄ビル 3F ②〒571-0064 門真市御堂町 14-1 門真市保健福祉 センター1F	①TEL 072-885-9999 FAX 072-885-1140 ②TEL 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042	身 知 精 難
門真市子育て支援 課(家庭児童相談セ ンター)	18歳未満の子どものいろいろな相談を受け付けています。	〒571-8585 門真市中町 1-1	TEL 06-6902-6148	身 知

				精
名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
門真市立こども 発達支援センター	18歳未満の子どもの心身の発達に関する相談を受け付けています。	〒571-0025 門真市大字北島 546 番地 (門真市民プラザ内)	TEL 072-800-7701 FAX 072-800-7300	身 知 精 難
門真市市民課 国民年金グループ	国民年金加入中又は20歳前に初診のある病気やけがなどにより障がい者となったときに支給される障がい基礎年金(国民年金)の相談に応じています。 (詳細はP47に記載しています。)	〒571-8585 門真市中町 1-1	TEL 06-6902-6005	身 知 精
民生委員・児童委員	地域において、福祉に関わる相談や援助を行い、市の業務にも協力しています。(民生委員・児童委員については、門真市福祉政策課へお問い合わせください。)	〒571-8585 門真市中町 1-1	TEL 06-6902-6093	身 知 精 難

(2)大阪府

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
大阪府障がい者 自立相談支援 センター	身体・知的障がい者(18歳以上)の判定及び相談・指導を専門的に行っています。	〒558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-36 大阪府障がい者医療リハビリテーション 内	TEL 06-6692-5263 (知的障がい者 支援課) 06-6692-5262 (身体障がい者 支援課) FAX 06-6692-5340	身 知 難
大阪府中央子ども 家庭センター	身体・知的障がい児(18歳未満)について専門的総合的な判定を行うとともに、相談や施設利用の手続等を行っています。	〒572-0838 寝屋川市八坂町 28-5	TEL 072-828-0161 FAX 072-828-5319	身 知

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
大阪府守口保健所	身体障がい児に対する支援や精神障がい者及び家族のこころの健康づくりなどに関する相談支援をはじめ、患者や家族の交流会、保健師や精神保健福祉相談員による訪問指導を実施しています。	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	TEL 06-6993-3131 FAX 06-6993-3136	身 精 難
大阪府こころの健康総合センター	精神的な病気の治療に関することや、精神障がい者の社会復帰・社会参加に関する事など、総合的な精神保健福祉相談に お応じています。	〒558-0056 大阪市住吉区 万代東 3-1-46	TEL 06-6691-2811 FAX 06-6691-2814	精
大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	日常生活に関わるいろいろな相談に応じています。	〒590-0137 堺市南区和山台 5-1-2	TEL 072-297-5151 FAX 072-296-6313	身 知
ひだまり・MOE	ひだまり・MOEは大阪府からの委託により実施している「聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業」です。「お子さんのきこえ」について相談・支援をしています。	〒540-0012 大阪府中央区谷町1-7-4 MF 天満橋ビル7階B号室	TEL 090-3848-7195 メールアドレス hidamari- moe@kipp- u.co.jp	身

(3) その他

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
権利擁護推進室 「あいあいねっと」	知的障がい者や精神障がい者等への虐待、財産侵害等について、弁護士や社会福祉士等が相談に応じています。	〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導 センター3階	TEL 06-6191-9500 FAX 06-6764-7811	知 精
北河内西障害者 就業・生活支援 センター 「わーくぶらす」	生活や就職するための相談や 情報提供と制度利用の支援、必 要に応じ基礎訓練や職場実習 のあっせんを行います。	〒570-0081 守口市日吉町 1-2-12 守口市障害者・ 高齢者交流会館4F	TEL・FAX 06-6994-3988	身 知 精
門真公共職業 安定所 (ハローワーク かどま)	就職を希望する人の仕事に関す る相談に応じています。	〒571-0045 門真市殿島町 6-4	TEL 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943	難
守口年金事務所	障がい厚生年金等に関する相 談を行っています。	〒570-0083 守口市京阪本通2-5 -5(守口市庁舎7階)	TEL 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038	身 知 精
北河内府税事務所	自動車税の減免に関する相談 に応じています。	〒573-0027 枚方市 大垣内町 2-15-1	TEL 072-844-1331 FAX 072-846-3988	難
寝屋川自動車税 事務所	自動車取得税の減免に関する 相談に応じています。	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町 13-2	TEL 072-823-1801 FAX 072-820-1143	身 知 精 難

2 相談員(令和3年4月1日現在)

名 称	内 容	担当	氏 名	住 所	電 話	備考
門真市 身体 障がい者 相談員	身体障がい者の 福祉の増進に対 する理解と熱意の ある人が、相談を 受けたり助言をし たりしています。	肢体	欠員※			身
		視覚	城 本 徹 夫	門真市幸福町 8-10	06-6904-0220	
		聴覚	長 宗 政 男	門真市城垣町 17-15-6	FAX 072-885-3855	
門真市 知的 障がい者 相談員	知的障がいをもつ 人を育てた経験 のある人、又は障 がい福祉に熱意の ある人が、相談を 受けたり助言をし たりしています。	知的	柴 田 多 恵 子	門真市石原町 36-20	06-6905-6865 090-3970-5063	知
			村 瀬 節 代	門真市石原町 17-5	06-6904-0340	
			河 野 美 智 代	門真市三ツ島 6-1-9-102	080-2542-6044	

※身体障がい者相談員(肢体)は令和2年9月30日で辞退され、欠員となっています。

IV 医療費の助成等

1 重度障がい者医療費の助成 身 知 精 難 マ

重度の障がいのある人が、病気やけがなどの際に必要とする医療を容易に受けられることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額(入院中の食事療養費の標準負担額を除く)が助成されます。

なお、他の公費負担医療(更生医療・育成医療等)の給付を受けられる場合は、そちらの手続きも必要となります。

【一部自己負担額】1医療機関当たり入院・通院・薬局・訪問看護、一日 500 円以内

※医療機関で支払った自己負担の合計額が1箇月当たり 3,000 円を超えた場合は、超過額を自動償還にて返還します。

※毎年 10 月に更新手続きが必要です。

対 象 者	身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けた人 知的障がいの程度が重度(A)と判定された人 身体障がい者手帳所持者で、かつ知的障がいの程度が中度(B1)の人 精神障がい者手帳1級の交付を受けた人 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者の人
対象から除かれる人	前年の所得が 462 万 1 千円(単身の場合)を超える人 生活保護を受けている人
申請に必要なもの	① 障がい者手帳 ② 健康保険証 ③ 各受給者証等
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

2 ひとり親家庭医療費の助成 身 知

父又は母が政令で規定する障がいの状態にある児童と、その児童を養育している人が病気やけがなどの際に必要とする医療を容易に受けられることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額(食事療養費の標準負担額を除く)が助成されます。

なお、他の公費負担医療の給付を受けられる場合は、そちらの手続きも必要となります。

【一部自己負担額】1医療機関・訪問看護ステーション当たり入院・通院各 500 円まで/日(月2日限度)

※医療機関・訪問看護ステーションで支払った自己負担の合計額が1箇月当たり 2,500 円を超えた場合は、その超えた額が返還されます。

※毎年8～10月に更新手続きが必要です。

対 象 者	政令で規定する障がいの状態にある父又は母を持つ児童と、その児童を養育している人 離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童と、その児童を養育している人 ※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をいいます。
対象から除かれる人	所得制限の限度額を超える人 生活保護を受けている人
申請に必要なもの	① 戸籍謄本 ② 健康保険証 ③ 要件に該当することを証明する書類(障がい者手帳など) ※詳しくは窓口までお問い合わせください。
担 当 窓 口	こども政策課 06-6902-6186

3 保健事業

健康診査、訪問健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導を行うことで病気の予防や早期発見、二次障がいの発生予防に努めます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者健診 障がいのある15歳以上の人。集団健診で行います。条件等がありますので、詳細はお問合せください。 (申込)健康増進課へ予約 (受付時期は広報にてお知らせします。) ・訪問健康診査 40歳以上の在宅で寝たきり、もしくはそれに準じる人で、通院が困難な人に実施 (申込)取扱医療機関 ・障がい者(児)歯科診療 地域の歯科診療所で対応困難な人(原則として門真市民で、療育手帳、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方) (場所)保健福祉センター 1階 歯科診療室【完全予約制】06-6903-3110 (診療日)毎週水曜日(年末年始祝日を除く) (診療時間)13:00～15:30(受付は15:00まで) ・失語症リハビリテーション教室 40歳以上で言語障がいがある人のための教室 ・リハビリの相談 40歳以上で日常生活動作に困っている人やご家族の相談に応じます。
担 当 窓 口	健康増進課 06-6904-6500、06-6904-6400

4 自立支援医療費(更生医療)の助成 身 マ

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し日常生活を容易にするための医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。なお、所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は原則、助成の対象外になります。(重度かつ継続の対象者は除く。)

対 象 者	18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人
申 請 に 必 要 な 物	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障がい者手帳 ② 自立支援医療(更生医療)意見書 ③ 明細表 ④ 健康保険証 ⑤ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑥ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

5 自立支援医療費(育成医療)の助成

育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを経減し、日常生活を容易にするための医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。なお、所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は原則、助成の対象外になります。(重度かつ継続の対象者は除く。)

対 象 者	18歳未満の身体障がい児
申請に必要なもの	① 自立支援医療(育成医療)意見書 ② 健康保険証 ③ 個人番号カード(マイナンバーカード) ④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

6 自立支援医療費(精神通院)の助成

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は、疾病の状況により助成の対象外になることがあります。

対 象 者	精神通院医療指定自立支援医療機関への通院により、精神疾患の治療を受けている人
申請に必要なもの	① 自立支援医療(精神通院医療)診断書 ② 健康保険証 ③ 個人番号カード(マイナンバーカード) ④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)
担 当 窓 口	障がい福祉課 06-6902-6154

7 後期高齢者医療制度

下記条件に該当する人は、後期高齢者医療制度へ移ることが可能です。

対 象 者	65歳以上75歳未満で、次に該当する人 ・身体障がい者手帳の1級、2級、3級及び4級の一部(音声機能、言語機能、下肢障害(両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢の機能に著しい障害を有するもの、一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの))に該当する人 ・療育手帳Aに該当する人 ・精神障がい者保健福祉手帳の1・2級に該当する人 ・国民年金法等における障害年金1・2級に該当する人
申請に必要なもの	① 健康保険証 ② 障がい者手帳 ③ その他 ※詳しくは窓口までお問い合わせください。
担 当 窓 口	健康保険課 06-6902-5697

V 補装具・日常生活用具等

1 補装具費(購入・借受・修理)の支給 身 難 マ

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。

利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

注意 …ただし、難病患者(児)については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

***印:介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。**

座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具は18歳未満の人が対象です。

障 がい 別	補 装 具 の 種 類
肢 体 不 自 由 者 (児)	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、 <input type="checkbox"/> 座位保持装置、 <input type="checkbox"/> 座位保持いす・ <input type="checkbox"/> 起立保持具・ <input type="checkbox"/> 頭部保持具・ <input type="checkbox"/> 排便補助具、 * 歩行器、* 歩行補助つえ(1本つえを除く。)、* 車いす * 電動車いす
視 覚 障 が い 者 (児)	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 が い 者 (児)	補聴器
内 部 障 が い 者 (児) (心臓・呼吸器障がい)	* 車いす
肢 体 不 自 由 者 及 び 言 語 機 能 障 が い 者	重度障がい者用意思伝達装置

【必要なもの】① 申請書 ② 医師の意見書(及び「処方」) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)
④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)

※原則として障がい者手帳交付後に申請できます。

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

2 門真市難聴児特別補聴器給付事業

対象者である軽度の難聴児に対し、特別補聴器の購入に要する費用(基準価格)の3分の2が支給され、申請者が3分の1(100円未満は100円に切り上げ)を負担します。

対象となる人は、市民税所得割額が46万円未満の世帯または生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

なお、障がい福祉課に備付けの医師の意見書を添えての申請になります。

※特別補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

① 障がい福祉課で「意見書」を受け取ります。

申請者は、希望する補装具の意見書を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書の提出が必要の無いもの(歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ)もあります。



② 「意見書」を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。

※ なお、電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書は必要ありません。



③ 医師の「意見書」に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



④ 「申請書」・「意見書」・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「個人番号カード(マイナンバーカード)」・「委任状(任意代理人の場合は必要です。)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



⑤ 市から大阪府へ意見書と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



⑥ 概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



⑦ 「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「受領印」を「交付券」に押します。

○ 以上が一般的な申請の流れになります。大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。

3 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、課税総所得金額が770万円未満世帯及び生活保護に属する児童で、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児となります。

大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1(10円単位四捨五入)を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

※ 補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

4 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

対象者：① 身体障がい者(児)・難病患者(児) ② 知的障がい者(児)・精神障がい者(児)
③ 小児慢性特定疾病児童等

*印:介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請になります。

☆印:障がい福祉課に備付けの意見書を添えての申請となります。

○印:高齢福祉施策対象の人は、高齢福祉課での申請になります。

注意 …ただし、難病患者(児)については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

① 身体障がい者(児)・難病患者(児)の日常生活用具 身 難 マ

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考	
給付	介護・訓練支援用具	*特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ。	8年	
		*特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を持つ。	5年	常時介護を要する人に限る。
		*特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級 原則、学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用できる。	5年	常時介護を要する人に限る。
		入浴担架	下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる。	5年	入浴に当たって家族等他人の介助を要する人に限る。(1世帯につき1台のみ)
		*体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1級・2級 原則、3歳以上	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できる。	5年	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する人に限る。

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	介護・訓練支援用具	*移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、3歳以上	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	1世帯につき1台のみ。
		訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい 1・2級 原則、学齢児以上18歳未満	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則、使用者の頭部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ。	8年	
		訓練いす	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、3歳以上18歳未満		5年	原則として付属のテーブルを付ける。
	自立生活支援用具	*入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい 原則、3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入浴等を補助でき、容易に使用できる。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
		*便器	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、学齢児以上	障がい者が容易に使用できる。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年	必要に応じ、手すりをつけることができる。
		頭部保護帽	平衡機能・下肢若しくは体幹機能障がい 原則、3歳以上		3年	
		T字状・棒状のつえ	平衡機能・下肢若しくは体幹機能障がい 原則、3歳以上	障がい者が容易に使用できる。	3年	一部又は全部に夜行材外装に白色又は黄色ラッカーをつけることができる。

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	自立生活支援用具	*移動・移乗支援用具	平衡機能・下肢若しくは体幹機能障がい家庭内の移動等に介助を必要とする人 原則、3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有する。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
		特殊便器	上肢機能障がい1級 原則、学齢児以上	温水温風を出す。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
		○火災警報器	身体障がい1級・2級	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年	火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(一世帯 ^{だい} 1台のみ)
		○自動消火器	身体障がい1級・2級	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できる。	8年	火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯 ^{だい} 1台のみ)
		○電磁調理器	視覚障がい1級・2級	視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯 ^{だい} 1台のみ)

」

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	10年	
		聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できる。	10年	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯 (1世帯1台のみ)
	在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい1級又は3級 原則、3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つ。	5年	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人
		☆ネブライザー	(1) 呼吸器機能障がい1級又は3級 (2) (1)と同程度の重度身体障がい者であって必要と認められる人で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる人	障がい者が容易に使用できる。	5年	電気式たん吸引器ネブライザー両用器との併給不可
		☆電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障がい1級又は3級 (2) (1)と同程度の重度身体障がい者であって、必要と認められる人	障がい者が容易に使用できる。	5年	電気式たん吸引器ネブライザー両用器との併給不可

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	在宅療養等支援用具	☆電気式たん吸引器 ネブライザー両用器	(1) 身体障がい者手帳に呼吸機能に係る障がい程度が1級又は3級と記載されている人 (2) (1)と同程度の重度身体障がい者(児)であって必要と認められる者で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる人	障がい者が容易に使用できる。	5年	ネブライザー(吸引器)又は電気式たん吸引器との併給不可
		盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
		盲人用体重計 (音声式)	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
		盲人用血圧計 (音声式)	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
		パルスオキシメーター (動脈酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用できる。	—	

給付	情報・通信支援用具	補助装置 携帯用会話	音声言語機能障がい又は 肢体不自由、難病患者 (児)等で、発声・発語に 著しい障がいを有する人	携帯式で、言葉を音 声又は文章に変換す る機能を有し、容易に 使用できる。	5 年	
		支援用具 情報・通信	上肢又は視覚障がい1級 ・2級で、必要と認められる 人	障がい者が容易に使用 できる。	10 年	
		ディスプレイ 点字	視覚及び聴覚障がいの重 度重複障がい者(原則、 視覚障がい2級以上かつ 聴覚障がい2級。ただし、 満18歳未満の人を除く。)	文字等のコンピューター の画面情報を点字 等により示すことがで きる。	6 年	
		点字 器	視覚障がい者で必要と認め られる人	視覚障がい者が容易 に使用できる。	7 年	携帯用は5年
		ディスプレイ 点字	視覚障がい1級・2級	視覚障がい者が容易 に使用できる。	5 年	本人が就労若 しくは就学して いるか又は就 労が見込まれ る人に限る。
		点字 毎日	視覚障がい1級・2級 主に点字によって情報を 入手している人	視覚障がい者が容易 に使用できる。	—	事前に登録が 必要
		点字 図書	視覚障がい1級・2級 主に点字によって情報を 入手している人	視覚障がい者が容易 に使用できる。	—	事前に登録が 必要
		通信装置 聴覚障がい者用	聴覚障がい又は発声・発 語に著しい障がいを有し、 コミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要 と認められる人 原則、学齢児以上	一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに文字等により 通信が可能な機器で あり、容易に使用でき る。	5 年	FAXのみ (ただし、複合 機は除く。) 1世帯につき1 台のみ
		聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がいを有し、必要と 認められる人	映像、字幕及び手話通 訳付番組並びに災害時 の聴覚障がい者向け緊 急情報等を受信し、かつ、 地上波放送に字幕 及び手話通訳を合成す る機能を有する。	6 年	1世帯につき 1台のみ

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	情報・通信支援用具	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がい、本装置により文字等を読むことが可能になる人	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる。	8年	
		視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい1級・2級原則、学齢児以上	(1) 音声等により操作ボタンが知覚し又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できる。 (2) 音声等により操作ボタンが知覚し、又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	盲人用テープレコーダーとの併給不可
	情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用活字 文書読上げ装置	視覚障がい1級・2級(ただし、満18歳未満の人を除く。)	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報を音声により伝える機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障がい者1級・2級原則、学齢児以上	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	
		視覚障がい者用ICタグレコーダー	視覚障がい者1級・2級原則、学齢児以上	取り付けしたICタグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	
		盲人用テープレコーダー	視覚障がい者1級・2級原則、学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給不可
		盲人用時計	視覚障がい1級・2級(ただし、満18歳未満の人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	10年	音声時計は、手指の触覚に障がいがあることで触読式時計の使用が困難な人を原則とする。
		人工喉頭	喉頭を摘出した障がい者	障がい者が容易に使用できる。	5年	

区分	種 目		障がい及び程度	性 能	耐用 年数	備 考
給付 きゆうふ	排せつ管理支援用具 ☆紙おむつ等(紙おむつ、おしりふき用ウェットティッシュ、紙おむつ廃棄専用ゴミ袋)		<p>身体障がい者手帳の交付を受けている人(児)で次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 直腸・ぼうこう機能障がい、治療によって軽快の見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない人</p> <p>(2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(4) 3歳未満で発症した脳性まひなどによる脳原性運動機能障がい、で排尿若しくは排便の意思表示が困難な人</p>	障がい者が容易に使用できる。	-	<p>4～9月分、10月～3月分を一括交付</p> <p>※ 申請月については3月と9月になります。</p>

区分	種 目		障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考
給付	排せつ管理支援用具	ストーマ装具(尿路系)	ぼうこう機能障がい	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチック製のもの。	-	4～9月分、10月～3月分を一括交付
		ストーマ装具(消化器系)	直腸機能障がい	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチック製のもの。	-	※ 申請月については3月と9月になります。
		収尿器	ぼうこう、下肢又は体幹の障がい、排尿のコントロールが困難又は尿路変更のストーマを造設した人	(1) 男性用:採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製のもの。 (2) 女性用:耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿袋ゴム管付のもの。	-	

区分	種 目		障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考
給付	住宅改修費	*居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の人で学齢児以上 ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上で学齢児以上</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	-	給付は原則1回とする。
貸与	情報・意思疎通支援装置	福祉電話	<p>難聴者又は外出困難な身体障がい者(ただし、満18歳未満の人を除き、原則、障がい等級が1級・2級の人)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人及びファックス被貸与者</p>	<p>障がい者が容易に使用できる。</p>	-	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)

注1) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

注2) 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯おくないを含みます。

② 知的・精神障がい者の日常生活用具 知 精 マ

区分	種 目		障がい及び程度	性 能	耐 用 年数	備 考
給付	介護・訓練 支援用具	*特殊マット	知的障がいの程度が重度又は最重度 (原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有する。	5年	常時介護を要する者に限る。
		頭部保護帽	知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人		3年	
	自立生活支援用具	特殊便器	知的障がいの重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排泄後の処理が困難な ^{ひと} 人	温水温風を出す。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
		○火災警報器	知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 (医師の意見書が必要)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
		○自動消火器	知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 (医師の意見書が必要)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火する。	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
		○電磁調理器	知的障がいの重度又は最重度で18歳以上の ^{ひと} 人	障がい者が容易に使用できる。	6年	

③小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具
世帯階層区分に応じて負担があります。

なお、全機種とも障がい福祉課に『小児慢性特定疾病医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

種目		対象者	性能	耐用年数
便器	便器	常時介助を有する人	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用できる。(手すりを付けることができる。)	8年
	手すり			5年
特殊マット		寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる。	5年
特殊便器		上肢機能に障がいのある人	足踏みペダルにて温水温風を出す。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
特殊寝台		寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する。	8年
歩行支援用具		下肢が不自由な人	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾病児童等の身体特性を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる。	8年
入浴補助用具		入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	8年
特殊尿器		自力で排尿できない人	尿が自動的吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年
体位変換器		寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易にできる。	5年

種目	対象者	性能	耐用年数
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを引き起こすことがある人	紫外線をカットできる。	-
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年
パルスオキシメーター (動脈中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できる。	-
車いす	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する。	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の際の衝撃から頭部を保護できる。	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	ベストを冷却し、一定温度に保つ。	-
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	-
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	-
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	-

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。

VI 日常生活の支援

身 知 精 難 マ

「自立支援給付」を中心にいろいろな福祉サービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

手続: 障がい福祉課

1 障がい福祉サービス

※原則、費用の1割負担並びに食事、光熱水費等の実費負担があります。障がい者とその配偶者、障がい児の保護者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合は無料です。

介護保険の被保険者の人は、介護保険でのサービスが優先になります。

区分	福祉サービスの名称	福祉サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的又は精神による障がい者に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行う。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常時介護が必要な人に、行動する際に必要な援助や外出の際の移動中の介護を行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者が外出する際の必要な援助を行う。
	療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行う。
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行う。
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行う。
	重度障がい者 等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他複数のサービスの包括的な援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護を行う。
訓 練 等 給 付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供する。
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な能力向上のための訓練を提供する。
	就労継続支援	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を提供する。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用の後、新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るため医療・企業等との連絡調整、相談・助言等の支援を行う。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活上の必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談その他日常生活上の援助を提供する。

区分	福祉サービスの名称	福祉サービスの内容
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所している人に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行う。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者の人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談やその他の必要な支援を行う。
支援計画給付	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う。

2 障がい児支援サービス

区分	福祉サービスの名称	福祉サービスの内容
障がい児通所支援	児童発達支援・医療型児童発達支援	障がいをお持ちの就学前のお子さんが療育を受けるための通所サービスを行う。
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、療育を行う。
	放課後等デイサービス	障がいをお持ちの就学されているお子さんが放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のため継続的に療育を受けることができるサービスを行う。
	保育所等訪問支援	障がい児が保育所等に通われる場合、その施設を訪問し、障がい児等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う。
	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う。

3 高額障がい福祉サービス等給付費

- ・高額障がい福祉サービス費の支給

同一世帯内の複数の障がい者(児)が、障がい福祉サービス等を利用し、利用者負担合算額が負担上限月額を超えた場合の超過分を助成するものです。

- ・高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度(新高額障がい福祉サービス費)

65歳に達する日前5年間において、継続して障害福祉サービス等を利用者負担0円で受給していた障がい者について、65歳に達し介護保険サービスを利用した場合、一定条件を満たす場合は利用者負担分を助成するものです。

4 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合(放課後等デイサービスは学齢期の児童を対象としていることから、本措置の対象外となります。)、障がい児通所支援を利用する児童に係る負担額を引き下げるものです。

5 3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がい児を支援するため、以下のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。(なお、医療費、食費・おやつ代等、障がい児サービス事業所に支払う実費負担分は対象外となります。)

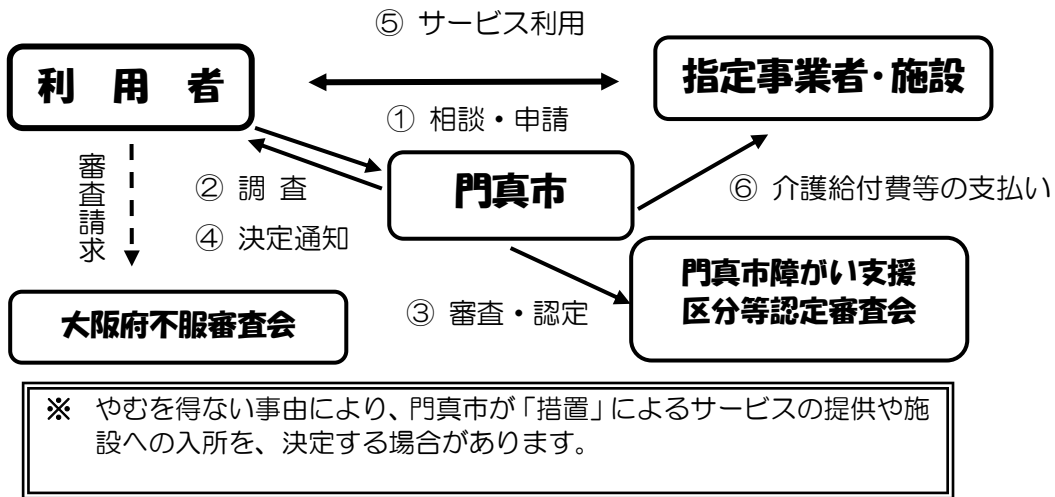
※ 申請手続等はございませんが、ご利用の障がい児サービス事業所に年齢を伝え、無償化対象であることを確認してください。

対 象 者	3～5歳児 ※ 年度の初日の前日に3・4・5歳である場合をいい、令和3年度の対象者は、お子様が平成27(2015)年4月2日～平成30(2018)年4月1日生まれの方となります。)
無料となるサービス	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設

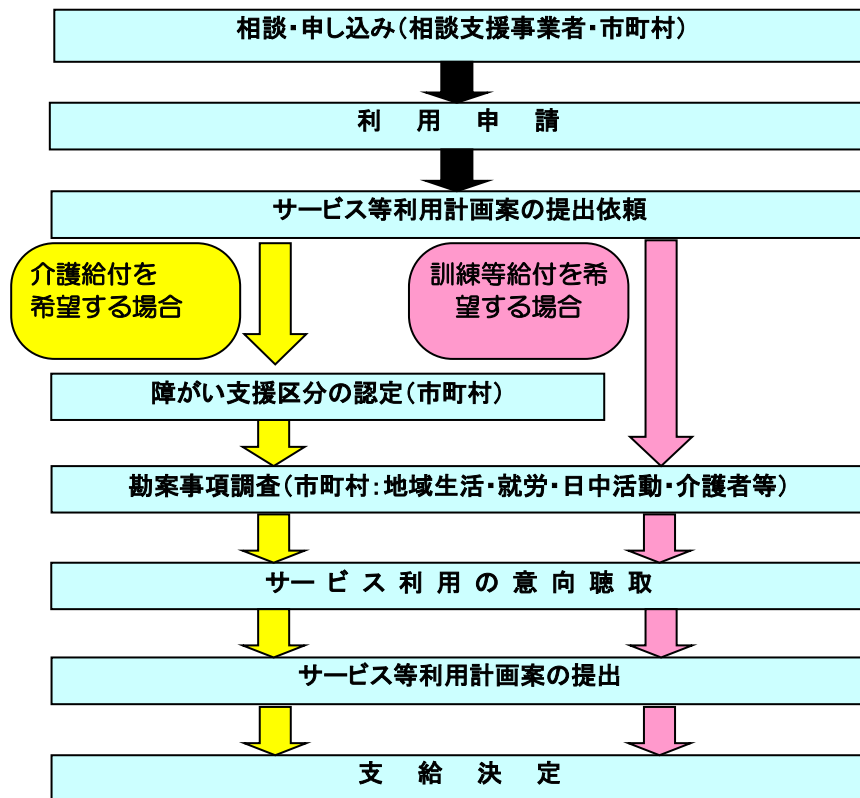
障がい支援区分と介護給付サービスとの関係

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護							
重度訪問介護				重度肢体不自由、知的障がい及び精神障がいなどで常時介護を要する人の中で、二肢以上にまひがあり、認定項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外の人又は行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人			
行動援護			行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者(行動関連項目等の合計点数が10点以上の人)				精神・知的障がいのみ対象
療養介護					筋ジストロフィ患者又は重症心身障がい者は区分5から	ALS患者等で人工呼吸器装着者	
生活介護		50歳以上の場合 区分2から					
生活介護 (施設入所支援を利用する場合)			50歳以上の場合 区分3から				
短期入所 (ショートステイ)							
重度障がい者 等包括支援						※	※区分6かつ、ALS、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢にまひがあり、呼吸管理がいる身体又は知的障がい者
施設入所支援 (施設での夜間ケア)			50歳以上の場合 区分3から				

サービス利用までの流れ



障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



6 地域生活支援事業

門真市における自立生活及び社会参加を促進するために実施しています。

サービス名称	サービスの内容等
相談支援	<p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。 地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関と連携による支援を行います。</p> <p>■門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市桑才新町 24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 T E L 06-6901-0101 F A X 06-4967-5554</p> <p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。</p> <p>■門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市御堂町 14-1 門真市保健福祉センター1F T E L 06-6901-3041 F A X 06-6901-3042</p> <p>■門真市障がい者相談支援事業所「あん」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市宮野町 2-20 東栄ビル 3F T E L 072-885-9999 F A X 072-885-1140</p>
意思疎通支援事業	<p>手話通訳者の設置、派遣や要約筆記者(話の内容をその場で文字にして伝える通訳者)の派遣をすることで、聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
緊急時手話通訳者派遣事業	<p>聴覚障がい者又はその家族が病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
移動支援事業 ^マ (ガイドヘルパー)	<p>屋外移動が困難な人等に外出のための支援を行います。</p>
日常生活用具給付等事業 ^マ	<p>日常生活を便利に、又は容易にするため、特殊寝台等の給付を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分であるため、法律行為における意志決定が困難な人に代わって、法的に権限が与えられた後見人が行うことにより、障がい者の生活の支援を行います。</p>
日中一時支援事業 ^マ (日帰り短期入所事業・タイムケア事業)	<p>介護者等が介護できない状態の時、一時的又は定期的に見守り等の支援を行います。</p>

サービス名称		サービスの内容等
社会参加促進事業	身体障がい者自動車運転免許取得費及び改造費用助成事業	非課税世帯の身体障がい者手帳所持者が、自動車運転免許を取得(障がい等級1級から4級)(免許取得から3ヶ月以内)、自動車の運転装置等を改造(障がい等級1級～6級)する時に費用の一部を助成します。(ただし、本市の実施要綱に適合した ^{ばあい} 場合 ^{かぎ} に限ります。) ※ 平成 25 年度から対象者が非課税世帯のみとなりました。
	視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業	視覚障がい1、2級がある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。
	その他事業	スポーツ大会やレクリエーション、創作教室、作品展等の文化活動により社会参加を促進します。また、手話講習会や要約筆記講習会等を開催して ^{ほうしんとう} 奉仕員等 ^{ようせい} を養成します。

7 その他の事業

● 緊急時の通報「FAX119」・「メール 119」・「NET119」

聴覚障がい及び言語障がい有する人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防署に通報する手段として、

- ① FAXでの 119 番通報 (FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信)
- ② 電子メールでの 119 番通報 (専用アドレスにメールすることで通報)
- ③ 専用アプリからの 119 番通報

※ ②については、事前に登録が必要となります。

③については、守口市門真市消防組合消防本部司令課に問合せ・申込をお願いします。

問合せ先

守口市門真市消防組合消防本部司令課

住所:門真市殿島町 7 番 1 号

FAX:06-6906-1127

TEL:06-6906-1122

MAIL:sirei@mkfd119.jp

●「FAX110 番」「メール 110 番」

事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい及び言語障がい有する人の緊急通報用として、FAX 及び電子メールによる通報を^{じゅり}受理しています。

事件の内容、要件及び発信者の住所(現在の居場所)、氏名並びに FAX 番号又はメールアドレスを明記して送信してください。

窓口 大阪府警察本部

・FAX110 番

FAX 06-6941-1022

・メール 110 番(画像送信も可能)

メールアドレス m110@police.pref.osaka.jp

●電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方とその電話の相手方とを通訳オペレーターが手話、文字と音声とを通訳し、24時間365日電話で双方向につながりサービスです。利用には登録が必要ですので、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

- ・利用できる人 身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)のある方
身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)は所有していないが、電話の利用が困難な方
上記の対象者が所属する法人も、法人として登録可能です。

問い合わせ先

電話リレーサービスを使ってみよう！(利用登録、利用方法、サービス内容)

(一財)日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910

FAX 03-6275-0913

MAIL info@nftrs.or.jp

HP <https://nftrs.or.jp/>

●配食サービス

食事作りの困難な単身の重度障がい者(65歳未満)を対象に、夕食を週に3回程度お届けすると同時に安否確認を行います。

ただし、1食当たり400円の自己負担があります。

●緊急通報装置の貸与

重度身体障がい者(65歳未満)を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で通報できる装置を貸与します。(固定電話が必須です。)

ただし、生計中心者の所得税額に応じて自己負担があります。

●重度障がい者住宅改造助成事業

身体障がい者手帳の障がい程度が1級、2級又は3級(下肢、体幹又は脳原性運動機能障がい(移動機能に限る。))で学齢児以上の人や知的障がいの重度と判定された人(療育手帳A)のいる世帯(生活中心者の所得税額による制限あり)に対して、改造費用(限度額50万円)を助成します。

Ⅶ 手当・年金等

せいどめい 制度名	たいしやうしや 対象者	ないよう 内容	てつぎばしよ 受付場所	びこう 備考
障がい基礎年金(国民年金)	<p>①国民年金加入中(若しくは60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診のある病気やけがなどにより障がい者になられた人で、次のア及びイのいずれにも当てはまる人</p> <p>ア初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの加入期間の3分の2以上の納付期間があること、又は前々月までの直近1年間に保険料を滞納していないこと</p> <p>イ初診日から1年6箇月たったとき(障がい認定日)に障がい程度が国民年金法による障がい等級の1級又は2級の障がいの状態になっていること</p> <p>②20歳以前の傷病により20歳に達したとき(障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日)に国民年金法による障がい等級1級又は2級に該当する人</p> <p>ただし、この場合は本人の所得により支給制限あり</p> <p>◎ 障がい者手帳の等級と国民年金法による障がい等級とは必ずしも一致しません。</p>	<p>詳細については、市民課国民年金グループへお問い合わせください。</p>	<p>市民課 国民年金グループ 06-6902-6005</p>	<p>身 知 精</p>
障がい厚生年金	<p>厚生年金加入中に厚生年金保険法の障がい等級1級から3級に該当する障がいの状態になったとき</p>	<p>詳細については、守口年金事務所へお問い合わせください。</p>	<p>守口年金事務所 TEL 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038</p>	<p>身 知 精</p>
障がい児福祉手当	<p>日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者(所得制限あり)</p> <p>※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。</p> <p>※児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。</p>	<p>月額 14,880 円 ◆2・5・8・11月支給</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p>身 知 精</p>

制度名	対 象 者	内 容	手続場所	備考
特別障がい者手当 マ	日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者(所得制限あり) ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。 ※施設(障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)に入所された場合、または病院、診療所(老人保健施設)に3か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等に入所・入居の方は在宅とみなされます。	月額 27,350 円 ◆2・5・8・11月支給 がつけきゅう	特別障がい者手当 マ	身
特別児童扶養手当 マ	20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。(所得制限あり)	月額 1級 52,500 円 2級 34,970 円 ◆4・8・11月支給	こども政策課 06-6902-6186	知
児童扶養手当 マ	①政令で規定する障がいの状態にある父又は母を持つ児童を養育している人 ②離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人 ◎ 児童の年齢は18歳まで、特別児童扶養手当の対象児童については20歳まで ◎ 所得制限あり ◆所得に応じて一部支給になります。	月額 1子 全部支給 43,160 円 一部支給 43,150 円 ～10,180 円 2子 加算 全部支給 10,190 円 一部支給 10,180 円 ～5,100 円 3子以降加算 全部支給 6,110 円 一部支給 6,100 円 ～3,060 円 ◆1・3・5・7・9・11月支給	こども政策課 06-6902-6186	精
大阪府重度障がい者 在宅生活応援制度	知的障がいの程度が重度(療育手帳A)で、かつ身体障がいの程度が重度(身体障がい者手帳1・2級)の人と同居の介護者(施設入所者、入院中の人、特別障がい者手当受給者を除く。)に給付金を支給する。	給付金月額 10,000 円 ◆4・7・10・1月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知

<p>扶養共済制度 大阪府障がい者 おおさかふしや かようきょうさいせいど</p>	<p>障がいのある人を扶養している保護者 (65歳未満)が加入できます。 掛金: 1口当たり月額9,300円～23,300円 (2口まで加入できます。加入時の年齢 により、掛金は異なり、掛金の減免制度 もあります。)</p>	<p>加入者が死亡又は重度障 がいになったときから支給 月額1口につき 20,000円</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p>身 知 精</p>
---	--	---	--------------------------------	----------------------

VIII 減免・割引

1 所得税等の減免

種類	対象	内容	手続場所	備考
所得税	障がい者控除 ①一般の障がい者(身体3～6級、知的B1・B2、精神2・3級) ②特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級) ③特別障がい者が同居の配偶者、または扶養親族	①27万円 ②40万円 ③75万円	勤務先又は 門真税務署 06-6909-0181	身 知 精
市民税	障がい者控除 ①一般の障がい者(身体3～6級、知的B1・B2、精神2・3級) ②特別障がい者(身体1～2級、知的A、精神1級) ③特別障がい者が同居の同一生計配偶者、または扶養親族	①26万円 ②30万円 ③53万円	課税課市民税 グループ 06-6902-5898	身 知 精 マ
事業税	重度の視覚障がい者(失明又は両眼の視力0.06以下)が行う、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業	非課税	北河内府税 事務所 TEL072-844-1331 FAX072-846-3988	身
相続税	①障がい者が相続又は遺贈により財産を取得した場合 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続により取得した場合	①税額から一定額を控除 ②非課税	門真税務署 06-6909-0181	身
贈与税	①特別障がい者が特別障がい者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権のうち6,000万円までの部分 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したと見なされる場合	非課税	門真税務署 06-6909-0181	知 精
自動車税種別割	対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は北河内府税事務所へお問い合わせください。 ※軽自動車を含めて1台に限る。	減免	北河内府税 事務所 TEL 072-844-1331 FAX072-846-3988	身 知 精

種 類	対 象	内 容	手続場所	備考
環境性能割 自動車税(軽自動車税)	対象となる障がい ^{たいしやう} の程度 ^{ていど} や車 ^{くるま} の所有 ^{しやう} ・運 ^{うん} 転 ^{てん} 形態 ^{けいがい} 、使用 ^{しやう} 目的 ^{もく} など詳細 ^{しやうさい} は大 ^お 阪 ^お 自 ^じ 動 ^{どう} 車 ^{しや} 税 ^{ぜい} 事務 ^{じむ} 所 ^{しよ} (寝 ^ね 屋 ^や 川 ^{がわ} 分 ^{ぶん} 室 ^{しつ})へお問 ^と い ^あ 合 ^あ わ ^わ せ ^せ く ^く だ ^だ さい。 ※軽 ^{けい} 自 ^じ 動 ^{どう} 車 ^{しや} は 072-604-2772 (軽 ^{けい} 自 ^じ 動 ^{どう} 車 ^{しや} 検 ^{けん} 査 ^さ 協 ^{きやう} 会 ^{かい} 大 ^お 阪 ^お 主 ^{しゆ} 管 ^{かん} 事 ^じ 務 ^む 所 ^{しよ} 高 ^{たか} 槻 ^{つき} 支 ^し 所 ^{しよ} へお問 ^と い ^あ 合 ^あ わ ^わ せ ^せ)	減 ^{げん} 免 ^{めん}	大 ^お 阪 ^お 自 ^じ 動 ^{どう} 車 ^{しや} 税 ^{ぜい} 事 ^じ 務 ^む 所 ^{しよ} (寝 ^ね 屋 ^や 川 ^{がわ} 分 ^{ぶん} 室 ^{しつ}) 072-823-1801	身 ^み 知 ^ち 精 ^{せい}
軽自動車税種別割	対象となる障がい ^{たいしやう} の程度 ^{ていど} や車 ^{くるま} の所有 ^{しやう} 形 ^{けい} 態 ^{たい} 、使用 ^{しやう} 目的 ^{もく} など詳細 ^{しやうさい} は課 ^か 税 ^{ぜい} 課 ^か へお問 ^と い ^あ 合 ^あ わ ^わ せ ^せ く ^く だ ^だ さい。申 ^{しん} 請 ^{せい} 期 ^き 間 ^{かん} に ^{につ} いては、毎 ^{まい} 年 ^{ねん} 納 ^{なつ} 税 ^{しゆ} 通 ^{つう} 知 ^ち 書 ^{しよ} 到 ^{たう} 達 ^{たつ} 後 ^ご か ^ら 5月 ^{がつ} 31日 ^{にち} (31日 ^{にち} が土 ^ど 日 ^{にち} 祝 ^{しゆく} 日 ^{じつ} の場 ^{ばい} 合 ^あ ひ、そ ^の 翌 ^{よく} 開 ^{かい} 庁 ^{ちやう} 日 ^{にち})と ^な り ^ま す ^の で、ご注 ^{ちゆう} 意 ^い く ^だ さい。 ※普 ^ふ 通 ^{つう} 自 ^じ 動 ^{どう} 車 ^{しや} や軽 ^{けい} 自 ^じ 動 ^{どう} 車 ^{しや} 、二 ^に 輪 ^{りん} 車 ^{しや} を ^{ふく} 含 ^{ふく} め ^て 障 ^{しやう} が ^い 者 ^{しや} 1人 ^り に ^つ き1台 ^{だい} に ^{かぎ} り ^る 。	減 ^{げん} 免 ^{めん}	課 ^か 税 ^{ぜい} 課 ^か 市 ^{しみん} 民 ^{ぜい} 税 ^し グ ^る ー ^ー プ 06-6902-5874	身 ^み 知 ^ち 精 ^{せい} マ
固定資産税	「生 ^{せい} 活 ^{かつ} 保 ^ほ 護 ^ご を ^{じゆ} 給 ^{きゆう} して ^い る ^{かた} 」ま ^た は「1月 ^{がつ} 1日 ^{にち} 現 ^{げん} 在 ^{ざい} で特 ^{とく} 別 ^{べつ} 障 ^{しやう} が ^い 者 ^{しや} (身 ^{しん} 体 ^{たい} 1~2級 ^{きゆう} 、知 ^ち 的 ^{てき} A、精 ^{せい} 神 ^{しん} 1級 ^{きゆう})で、次 ^{つぎ} のす ^べ て ^の 要 ^{よう} 件 ^{けん} を ^み 満 ^{まん} た ^し て ^い る ^{かた} 」 ① 所 ^{しやう} 有 ^{ゆう} 者 ^{しや} 及 ^{およ} び ^{しやう} 有 ^{ゆう} 者 ^{しや} と ^{せい} 計 ^{けい} を ^{いつ} 一 ^{いつ} に ^す る ^{かた} 方 ^{かた} 全 ^{ぜん} 員 ^{いん} が ^し 民 ^{しみん} 税 ^{ぜい} 均 ^{きん} 等 ^{とう} 割 ^{わり} 非 ^ひ 課 ^か 税 ^{ぜい} 限 ^{げん} 度 ^ど 額 ^{がく} 以 ^い 下 ^か の ^{しよ} 得 ^{とく} ② 自 ^み ら ^み の ^{きよ} 居 ^{きゆう} 住 ^{じゆう} 用 ^{よう} 以 ^い 外 ^{がい} の ^と 地 ^ち や ^か 家 ^か 屋 ^{おく} を ^{しよ} 有 ^{ゆう} して ^い な ^い い ③ 家 ^か 屋 ^{おく} の ^か 課 ^か 税 ^{ぜい} 延 ^{えん} 床 ^{とく} 面 ^{めん} 積 ^{せき} が ⁷⁰ m ² 以 ^い 下 ^か ④ 年 ^{ねん} 税 ^{ぜい} 額 ^{がく} が ⁵ 万 ^{まん} 円 ^{えん} 以 ^い 下 ^か ※申 ^{しん} 請 ^{せい} 期 ^き 限 ^{げん} な ^ど 詳 ^{しやう} 細 ^{さい} は ^か 課 ^か 税 ^{ぜい} 課 ^か へお問 ^と い ^あ 合 ^あ わ ^わ せ ^せ く ^く だ ^だ さい。	減 ^{げん} 免 ^{めん}	課 ^か 税 ^{ぜい} 課 ^か 資 ^し 産 ^{さん} 税 ^し グ ^る ー ^ー プ 06-6902-5918	身 ^み 知 ^ち 精 ^{せい} マ
マル優制度	身 ^{しん} 体 ^{たい} 障 ^{ちやう} が ^い 者 ^{しや} 手 ^て 帳 ^{ちやう} を ^も 持 ^も っ ^て い ^る 人 ^{ひと} 等 ^{とう} 、マ ^ル 優 ^{ゆう} 制 ^{せい} 度 ^ど を ^ご 利 ^り 用 ^{りやう} い ^た だ ^け ま ^す 。こ ^の 制 ^{せい} 度 ^ど を ^利 用 ^{りやう} す ^{ると} 、一 ^{いつ} 定 ^{てい} の ^じ 条 ^{じやう} 件 ^{けん} を ^み 満 ^{まん} た ^す 公 ^{こう} 社 ^{しゃ} 債 ^{さい} ・投 ^{とう} 資 ^し 信 ^{しん} 託 ^{たく} や ^よ 預 ^よ 貯 ^{ちゆ} 金 ^{きん} な ^ど が ^が ん ^{ぼん} 元 ^{げん} 本 ^{ぽん} 350万 ^{まん} 円 ^{えん} ま ^で は ^し 利 ^り 子 ^し 等 ^{とう} を ^非 課 ^か 税 ^{ぜい} 扱 ^{あつか} い ^に な ^り ま ^す 。	詳 ^{しやう} 細 ^{さい} に ^つ いては、 ^{とり} 取 ^と 引 ^ひ 金 ^{きん} 融 ^{りゆう} 機 ^き 関 ^{かん} に ^お お ^ん 問 ^と い ^あ 合 ^あ わ ^わ せ ^せ く ^く だ ^だ さい。		身 ^み 知 ^ち
福祉定期預金制度	障 ^{しやう} が ^い 年 ^{ねん} 金 ^{きん} 等 ^{とう} を ^{じゆ} 給 ^{きゆう} して ^い る ^{ひと} を ^{たい} 対 ^{たい} 象 ^{しやう} に ^{した} 定 ^{てい} 期 ^き 預 ^よ 金 ^{きん} で、預 ^よ 金 ^{きん} 利 ^り 率 ^{りつ} が ^い 般 ^{ぱん} の ^{てい} 定 ^{てい} 期 ^き 利 ^り 率 ^{りつ} に ^う 乗 ^の せ ^さ れ ^ま す。(取 ^と り ^あ つ ^か 金 ^{きん} 融 ^{りゆう} 機 ^き 関 ^{かん} に ^よ つ ^て 、対 ^{たい} 象 ^{しやう} 者 ^{しや} が ^い 異 ^い な ^り ま ^す 。)			精 ^{せい}

2 交通運賃の割引等

区分		割引の対象者	割引の内容	割引率	備考
私鉄各社 JR	障がい者 本人単独乗車	障がい者	普通乗車券(片道100キロ以上の利用の場合のみ)	5割	身 知
	介護者とともに乗車	障がい者及びその介護者	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗車券 回数乗車券 急行券(特急券、座席指定券を除く。) 定期券(障がい者本人が12歳未満の場合は、介護者のみ) ICOCA、PiTaPaは対象外 	5割	
		障がい者	障がい者の介護者 ※知的障がい者の介護者の場合は、障がい者が12歳未満のみ	<ul style="list-style-type: none"> 定期券 	

区分	割引の対象者		割引の内容	割引率	備考	
※会社によって異なる場合があります	障がい者 本人単独乗車		普通乗車券 回数券 (割引なしの場合あり)	5割	身	
	障がい者		定期券	3割		
	介護者とともに乗車	障がい者 第1種	障がい者及びその 介護者	普通乗車券 回数券 (割引なしの場合あり)	5割	知
		障がい者 第2種	障がい者の介護者 ※知的障がい者の 介護者の場合 は、障がい者が 12歳未満のみ	定期券	3割 ※介護者 のみ	
一部バス会社によっては割引があります。					精	
タクシー		運賃 ※詳しくは、大阪タクシー協会(TEL06-6125-5400、 Fax06-6125-5445)へお問い合わせください。		1割	身知	
		運賃 ※日進交通株式会社(TEL06-6791-7422)に限ります。		1割	精	
航空機	障がい者 本人単独搭乗		障がい者	※詳細については、各航空会社へお問い合わせください。(ただし、国内線のみ)		
	介護者とともに搭乗	障がい者 第1種	障がい者及びその 介護者			身
		障がい者 第2種	障がい者及びその 介護者			
船舶	JRとほぼ同様の割引をされる場合があります。				身知	
	一部運航会社によっては割引があります。				精	

3 有料道路の割引

	運転の形態	対象自動車の範囲	所有者	割引率	備考
第1種	障がい者本人が運転する場合	自家用乗用自動車 ※軽自動車や一部貨物を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 ・同居の親族等 ・障がい者本人を継続して日常的に介護している人 	5割 (ただし端数切り上げ)	身
	介護者運転で障がい者本人が同乗する場合				知
第2種	障がい者本人が運転する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 ・同居の親族等 		身

- ・ETCを利用しない場合:障がい者手帳、車検証(原本)、運転免許証(本人運転の場合)
 - ・ETCを利用される場合:障がい者手帳、車検証(原本)、運転免許証(本人運転の場合)、ETCカード(障がい者手帳所持者本人名義、児童は保護者名義)ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- ※ローン、長期リースで自動車を利用されている場合はお問い合わせください

手続:障がい福祉課

4 NHK放送受信料の減免

対象者	全額免除の場合 (障がい者の方を世帯構成員に有する)	半額免除の場合 (障がい者の方が世帯主で受信者契約者)
身体障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	視覚・聴覚障がい者 重度(1級・2級)の身体障がい者
知的障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(療育手帳A)の知的障がい者
精神障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(1級)の精神障がい者

手続:障がい福祉課

※申請時に印鑑が必要です。

問合せ:NHK視聴者コールセンター TEL 0120-151515
NHK大阪放送局視聴者センター FAX 06-6941-0431

5 携帯電話の割引

基本使用料の割引制度や、割安な料金プランが利用できます。詳細は、各携帯電話会社にお問い合わせください。	身 知 精
---	-------------

6 映画館の割引

大阪興行協会加入の映画館で割引を行っています。券売場で手帳を提示してください。 窓口:生活衛生同業組合大阪興行協会 (電話)06-6720-2427 (FAX)06-6720-2428	身 知 精
---	-------------

7 NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

<p>視覚障がい1～6級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級の人及び知的・精神障がい者が、104番を利用する場合、無料で電話番号の案内を受けることができます。</p> <p>手続:NTTの支店、営業所(郵送も可能)</p> <p>お問い合わせ…フリーダイヤル 0120-104-174 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く。)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">身</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精</div>
---	---

8 門真市内各駅前駐輪場の一時使用料の免除

<p>障がい者手帳等をお持ちの方は、地下鉄「門真南駅」、京阪電車「門真市駅」「古川橋駅」「大和田駅」「萱島駅」各駅の本市が指定する自転車駐輪場窓口で障がい者手帳等を提示することで一時使用料が免除されます。</p> <p>※障がい者手帳等…身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳</p> <p>※本市が指定する自転車駐車場(西三荘駅は除く)は下記の通りです。</p> <p>門真市駅北自転車駐車場…TEL06-6907-9888</p> <p>門真市駅南第2自転車駐車場…TEL06-6907-8002</p> <p>古川橋駅自転車駐車場…TEL06-6900-6040</p> <p>大和田駅自転車駐車場…TEL072-883-8876</p> <p>萱島駅西自転車駐車場…TEL072-885-0203</p> <p>門真南駅第1自転車駐車場…TEL072-884-2256</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">身</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精</div>
---	---

問合せ先 地域整備課 公共交通グループ(TEL 06-6902-6642)

9 公共施設等の使用料の減免等

<p>公共施設等によって、使用料・入場料等の減免が受けられます。詳細はそれぞれの施設にお問い合わせください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">身</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精</div>
--	---

10 さわやか訪問収集

高齢者や障がい者の方々が、粗大ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な場合、屋内からの「持ち出し収集」を行います。

対 象 者	<p>虚弱等により日常生活に支障のある65歳以上の一人暮らしの方。</p> <p>障がい者(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている)で一人暮らしの方。</p> <p>※同居する家族がおられる場合についても、同居者が高齢や虚弱及び年少者等で粗大ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な世帯も対象とします。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">身</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精</div>
-------	--	---

手続:クリーンセンター業務課(TEL 06-6909-0048)

11 ふれあいサポート収集

高齢者や障がいのある人の家庭ごみを玄関先まで戸別に収集します。

対 象 者	介護サービス又はホームヘルプサービスを受けている一人暮らしの高齢者や障がいのある方の世帯で、自ら家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯で、要介護2以上の認定を受けた65歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害程度が1級または2級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級に該当する方、大阪府療育手帳の交付を受け、かつ、知的障害程度がAに該当する方。 ※同居する家族がおられる場合についても、同居者が高齢や虚弱及び年少者等の世帯も対象とします。	身 知 精
-------	---	-------------

てつづき ぎょうむか
手続:クリーンセンター業務課(TEL 06-6909-0048)

IX 駐車禁止除外指定車標章交付基準等級表

障がい者が現に使用する車両について、申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

障がいの区分		障がいの級別	
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1	身
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由		1級から4級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級	
脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
	移動機能	1級から4級までの各級	
心臓機能障がい		1級から3級までの各級	
じん臓機能障がい			
肝臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい者			重度(A)
精神障がい者		1級	精
色素性乾皮症患者		等級指定なし	難
戦傷病者		等級指定なし	

申請に必要なもの一障がい者手帳等(写し)。代理人(親権者等)が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの(詳しくは、門真警察署へお問い合わせください。)

※申請時には必ずご本人も門真警察署へ

手続: 門真警察署交通課交通総務係 (TEL06-6906-1234)

大阪府警察本部駐車対策課 (TEL06-6943-1234)

X その他

身 知 精

(1) 市営住宅

問合せ先: 門真市営住宅管理センター
TEL06-6967-8799
月曜～土曜 午前9時～午後6時

(2) 府営住宅

問合せ先: 大阪府営住宅
大阪府営住宅寝屋川管理センター 日本管財株式会社
TEL 072-812-2860
月曜～土曜 午前9時～午後6時
・入居申込用紙は、各募集時期に別館案内所と南部市民センターにあります。

(3) 車いすの貸出しと紙おむつの給付

車いすは、必要ときに、3箇月を限度としてお貸しします。
紙おむつは、かみ市民税非課税世帯しみんぜいひかぜいせたい(生活保護世帯せいかつほごせたいは除く。)を対象に年1回を限度として給付します。
手続: 門真市社会福祉協議会 TEL06-6902-6453

(4) 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障がい者手帳をお持ちの方で、次のような障がいのある方(○印に該当する方)に認められています。

	障がい名	障がいの程度			備考
		1級	2級	3級	
身体障がい者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、選挙管理委員会事務局までお問合せください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	-	○	
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○	

手続・問合せ先: 門真市選挙管理委員会事務局 TEL06-6902-6990

(5) 身体障がい者補助犬

身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に関する相談及び身体障がい者補助犬の貸与を行っています。

窓口: 大阪府障がい福祉室自立支援課 TEL06-6944-9176 FAX06-6942-7215

(6) 公益社団法人 門真市シルバー人材センター

長年培ってきた経験や技能を地域社会にもう一度役立てることで、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに高年齢者の技能を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

門真市シルバー人材センターができる仕事：住宅改修サービス、ワンコインサービス、福祉有償運送業務、その他(福祉援助サービス、不用品の運び出し等)詳しくは、お問い合わせください。

窓口：公益社団法人 門真市シルバー人材センター TEL 06-6905-5911 FAX 06-6905-0085

(7) 大阪府 障がい者等用駐車区画利用証制度

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付します。

申請手続き等については、窓口で配布しているパンフレットまたは府ホームページからご確認ください。

手続：大阪府福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 TEL 06-6944-2362 FAX 06-6942-7215

身体障がい者障がい程度等級表 身

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚		○	○	○	○	○	○
聴覚又は平衡機能	聴覚		○	○	○		○
	平衡機能			○		○	
音声機能、言語機能、そしゃく機能				○	○		
肢体不自由	上肢	○	○	○	○	○	○
	下肢	○	○	○	○	○	○
	体幹	○	○	○		○	
	脳原性運動機能			○	○	○	○
	上肢機能	○	○	○	○	○	○
	移動機能	○	○	○	○	○	○
内部障がい	心臓機能	○		○	○		
	じん臓機能	○		○	○		
	肝臓機能	○	○	○	○		
	呼吸器機能	○		○	○		
	ぼうこう又は直腸機能	○		○	○		
	小腸機能	○		○	○		
	免疫機能	○	○	○	○		

かんけいだんたいいちらん
関係団体一覧

しょう しょう しゃ だんたいめい 障がい者団体名	かつどうもくてき 活動目的	れん らく きき 連絡先
かどまししんたいしょうがいしやふくしかい 門真市身体障害者福祉会	しんたいしょう しゃ しゃかいさんか きかい じゅうじつ 身体障がい者の社会参加の機会を充実さ せることにより、身体障がい者の更生援助 を図るとともに、福祉の向上並びに会員 相互の連携及び協調を図ります。	FAX:06-6903-4453 いわもと 岩本
かどまししりょくしえんきょうかい 門真市視力支援協会		TEL:06-6904-0220 しるもと 城本
かどまし ろうあぶかい 門真市ろうあ部会		FAX:06-6903-4453 いわもと 岩本
とくてい ひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 かどまし てをつなぐ育成会 門真市手をつなぐ育成会	ちてきしょう へつたつしょう ひと 知的障がい、発達障がいのある人とその 家族が、差別のない地域生活ができるよ う、理解・啓発活動に努め、暮らしに役立つ 情報提供を行います。また、余暇活動や 体験行事、会員相互の親ぶく、研究会や 相談活動を行い、これらの活動を通して、 生活の質の向上と福祉の増進を目指しま す。	TEL:090-9278-9238 ひがしの 東野 FAX:06-6908-8674
かどま 門真クラブ	こうりゅうかい 交流会などのイベントを実施し、市が 定期的に行う会議や理解促進事業へ参加 するとともに、会員相互の親睦を図ります。	TEL:06-6900-2503 みき 三木
もりかど かぞく の つど （門真市および守口市に 在在の心に病をもつ 当事者の家族）	こころ やまい けいげん しゃかいふつきを目的に、気に 掛かること、苦勞していること、経験したこと 等を話し合っけて家族が元気になる一方、障 がい者に対する行政の動向や法律の勉強 をしています。	TEL:090-8752-0673 なかやす 中安

ただんたい
その他団体

だん たい めい 団体名	かつどうもくてき 活動目的	れん らく きき 連絡先
かどましかいごしや かぞく かい 門真市介護者(家族)の会 ちゅうとしょう ひと かいご (中途障がいの人介護を している家族)	かいご かか ひと たが て 介護に関わる人が、お互いに手をつなぎ 介護の悩みを打ち明けたり、助け合ったりし ながら、介護の知識や情報を交換すること によって、精神的・肉体的負担の軽減を図 ります。	じむきょく かどまししやかいふくしきょうぎかい 事務局:門真市社会福祉協議会 TEL:06-6902-6453 FAX:06-6904-1456

障がい児通所支援

	施設名	サービス名(対象)	場所
市 内	門真市立こども発達支援センター	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児) 保育所等訪問支援(未就学・就学児)	門真市大字北島546番地 TEL:072-883-1680
	タートル	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市舟田町20-20 TEL:072-812-6780
	放課後等デイサービス なかよしハウス	放課後等デイサービス(就学児)	門真市柳田町7-20 シェルマンド薩摩101 TEL:06-6908-5151
	放課後等デイサービス げんきハウス	放課後等デイサービス(就学児)	門真市新橋町13-15 サンリーフ 211F TEL:06-6907-5353
	門真市障がい者福祉センター 放課後等デイサービス「すてつぷ」	放課後等デイサービス(就学児) (重症心身障がい児)	門真市御堂町14-1 2階 TEL:06-6904-6812
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 キッズ・レインボー	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市本町14-13 TEL:06-7165-7978
	ジェイ・エス ステージ ジュニア	放課後等デイサービス(就学児)	門真市千石東町2丁目41-13、14、15号のうち1階部分 TEL:072-884-1606
	ぴあ	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市幸福町28-15 クレアドール1階 TEL:06-7165-7779
	チャイルドハート 門真駅前学館	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市新橋町15-1リーフスタイル 門真1階 TEL:06-6780-4392
	チャイルドハート 門真学館	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市新橋町16-5 グレイス辻本1階 TEL:06-4304-4428
	YCCこども教育研究所 きらきら	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市常盤町7-8-1-B TEL:072-812-2443
	YCCもこもこ大和田教室	児童発達支援(未就学児) 放課後等デイサービス(就学児)	門真市野里町8-25 東マンシヨン1階 TEL:072-885-3320
ハッピーテラス門真教室	放課後等デイサービス(就学児)	門真市末広町17-18-1階 TEL:06-6115-5700	

市 内	ファミリアキッズ門真 かどま	児童発達支援(未就学児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ	門真市浜町6-19-1階 かい TEL:06-6780-3800
	療育 教室門真校 りょういく きょうしつかどまこう	放課後等 デイサービス (就学児) ほうかごとう しゅうがくじ	門真市宮前町2-19 かどましみやまへちよう TEL:072-887-5656
	ファミリアキッズ大和田 おおわだ	児童発達支援(未就学児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ	門真市上野口町8-1 2階 かい TEL:072-887-3250
	あさがおねっと大和田 おおわだ	児童発達支援(未就学児) 放課後等 デイサービス (就学児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ ほうかごとう しゅうがくじ	門真市常称寺町27-20プラシーボ 1F かどましじょうしょうじちよう TEL:072-842-3993
	発達支援ルーム ゆあーず門真 かどま	児童発達支援(未就学児) 放課後等 デイサービス (就学児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ ほうかごとう しゅうがくじ	門真市末広町40-1 2階 かい TEL:06-6967-8956

市 外	Sunny Kids	児童発達支援(未就学児) 放課後等 デイサービス (就学児)(重症心身障がい児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ ほうかごとう しゅうがくじ じゅうしんしんしょう	守口市東光町3-5-13 もりぐちしとうこうちよう TEL:06-6991-9815
	オールケア大日 だいにち	児童発達支援(未就学児) 放課後等 デイサービス (就学児)(重症心身障がい児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ ほうかごとう しゅうがくじ じゅうしんしんしょう	守口市梶町1-4-14 もりぐちしかじまち TEL:06-6904-8880
	オールケア守口 ののはな もりぐち	児童発達支援(未就学児) (重症心身障がい児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ じゅうしんしんしょう	守口市藤田町1-52-13 もりぐちしとうだちよう TEL:06-6967-8700
	オールケア寝屋川 ねやがわ	放課後等 デイサービス (就学児)(重症心身障がい児) ほうかごとう しゅうがくじ じゅうしんしんしょう	寝屋川市宇谷町1番21号 ねやがわしゅうたにちよう ばんごう TEL:072-811-5521
	オールケア児童デイ みどり じどう	児童発達支援(未就学児) 放課後等 デイサービス (就学児)(重症心身障がい児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ ほうかごとう しゅうがくじ じゅうしんしんしょう	寝屋川市宇谷町1-18 ねやがわしゅうたにちよう TEL:06-4397-7890
	児童デイサービスハイジ じどう	児童発達支援(未就学児) 放課後等 デイサービス (就学児)(重症心身障がい児) じどうはつたつしえん みしゅうがくじ ほうかごとう しゅうがくじ じゅうしんしんしょう	寝屋川市成美町27-10 ねやがわしせいびちよう TEL:072-839-0234

※市外事業所は主として重症心身障がい児を対象としているところを紹介してい01ます

障がい福祉サービス事業所(日中活動系)

名 称	サービス名	連 絡 先
ジェイ・エス ステージ (桑才新町24-1)	生活介護 短期入所	06-6905-1397 石橋
第2ジェイ・エス ステージ (四宮5丁目7-13)	生活介護	072-882-3311 石橋
ジェイ・エス ステージB (千石東町2-5-7)	就労継続支援B型	072-884-0152 石橋
第3ジェイ・エス ステージ (千石東町2-41-10、11)	生活介護	072-885-6322 石橋
障セ・ウィタン (三ツ島6-23-9)	生活介護 就労継続支援B型	072-885-2894 西田
パンドミー10 (三ツ島3丁目5-35)	生活介護	072-884-2100 西田
グレース工房 (東田町12-1)	就労継続支援B型	06-6908-5980 福田
仲間の家たけのこ (岸和田3丁目38-18)	就労継続支援B型	072-881-8355 鈴木
サンタ・ランド (島頭4丁目1-16)	就労継続支援B型	072-882-3925 浅崎
ルーージュ作業所 (幸福町25-15)	就労継続支援B型	06-6903-2878 西俣
ホワイトハウス (宮野町6-6-10B)	就労継続支援B型	072-883-7511 坂本
サニーデイ (新橋町17-8ライズビル1F)	就労継続支援B型	06-6900-2503 三木
こもれび (柳町16-8)	生活介護 就労継続支援B型	06-6907-5160 上野
ヒマワリホーム (幸福町21-5)	就労継続支援B型	06-6902-7808 竹原
門真市障がい者福祉センター (御堂町14-1 門真市保健福祉センター 2F)	生活介護	06-6904-6812 川島
NPO法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク (JSN門真)(末広町40-3 アリーナ古川橋5F)	就労移行支援	06-6904-1905 金塚

地域活動支援センター あん (宮野町2-20東栄ビル3F)	地域活動支援センター	072-885-1144 高田
ふろんていあ (新橋町17-8 ライズビル2階)	地域活動支援センター	06-6780-6730 北本
アースファーム (三ツ島5-1-12)	就労継続支援B型	072-813-5155
ナーシングホーム智鳥 (北島町12-3)	生活介護 短期入所	072-881-8201
ほにいず (末広町36-10-202・302)	生活介護	06-6916-9700 藤田
ライフケア 花風 (栄広町11-21)	生活介護	06-6991-8253 西村
就労支援センター門真 (末広町32-5 ポポロタカヒロ 205)	就労継続支援A型	06-6926-9451
就労移行支援事業所クローバー (野里町9-24 朝日プラザ門真1階)	就労移行支援	072-885-6025 稲生
ガーム (舟田町20-20)	短期入所(障がい児・ 知的障がい対象)	072-812-6781
self-A・レーヴ (新橋町6-12 清萌ビル 3-B)	就労継続支援A型	06-6902-2222
門真ワークプレイス (新橋町13-16 ハニーボックス門真2F-C)	就労継続支援A型	06-6904-5999
ジョブハウスくすの木 (柳町1-18-103)	就労継続支援B型 就労継続支援A型	06-7897-7050
用務員育成所 (石原町3-17)	就労継続支援A型	06-6909-3746
パロット (舟田町27-32)	生活介護 就労継続支援B型	072-887-6161
かすみそう (末広町40-1古川橋MKビル4階)	就労移行支援 就労継続支援B型	06-6909-5570
アイ・i (泉町1-24)	就労継続支援B型	06-6900-5641
アップルツリー (栄町29-12 コンパクトオフィス栄町左2 号室)	就労継続支援B型	06-6901-8812
グループホーム HOOP (四宮二丁目10-34)	短期入所	090-6905-0388

ブドウショートステイ しまがしらよんちようめ (島頭四丁目11-11)	たんきにゅうしょ 短期入所	072-803-7175
グローアップ はやみちよう ぼん ごう (速見町5番5号ロータリーマンション古川橋 102号)	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	06-6991-9781
ショートステイ ジェイ・エス くわざいA・B くわざいしんまち (桑才新町24-2)	たんきにゅうしょ 短期入所	06-6780-3502
わーくすあさがお こうふくちよう (幸福町20-3 2F)	せいかつかいご 生活介護 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	06-6991-8678
マンボウと海がめ こうふくちよう (幸福町20-14)	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	06-4397-7778
ひだまり ことぶきちよう (寿町20-27 エーデルビューロ 401)	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型 しゅうろうけいこうしえん 就労移行支援	06-6901-6367
キャリアデベロップメント のぎとちよう ひがし (野里町8-1 東ビル3F)	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	072-814-6311
ソシアひえ島 じま (ひえ島278-7 2F)	たんきにゅうしょ 短期入所	072-812-6555
ワーク・サポート・センター ふかだちよう (深田町1-6-101.102)	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	06-7171-1543

していとくていそうだんしえんじぎょうしょ けいかくそうだんしえん
指定特定相談支援事業所(計画相談支援)

名 称	指定の種類	連 絡 先
門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス (門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター1F)	障がい者 障がい児	06-6901-3041 なかむら 中村
障がい者相談支援事業所 あん (門真市宮野町2-20 東栄ビル3F)	障がい者	072-885-1144 たかだ 高田
くすのき介護相談センター (門真市中町11-96)	障がい者 障がい児	06-6902-8666 こやま 小山
ケアプランセンター ブドウ (門真市島頭4-11-11)	障がい者	072-800-6768 さとなか 里中
特定相談支援事業所 シオン (門真市東田町12-1)	障がい者	06-6115-5902 ふくだ 福田
ちどり相談支援センター (門真市北島町12-3)	障がい者 障がい児	072-881-8201 たにかが 谷利
まぶち介護・社会福祉士事務所 (門真市浜町27-16 川端サンモール A棟103)	障がい者 障がい児	06-6909-0101 まぶち 馬淵
北河内障がい者相談支援事業所 (門真市野里町8-1 東ビル3F)	障がい者 障がい児	072-814-6313 おくだ 奥田
障がい者相談支援センターファミリア (門真市上野口町8-1アネックス八嶋2階)	障がい者 障がい児	072-887-3252 おおくぼ 大久保
風真鳥 (門真市新橋町17-8 2階中)	障がい者	080-4199-5862 えぼら 榎原
朝日ケアプランセンター (門真市朝日町8-7)	障がい者 障がい児	072-807-6238 ながい 永井
オールケア相談支援センター (守口市梶町1丁目4-15)	障がい者 障がい児	06-4397-7889 たかだ 高田
相談支援事業所 ゆあーず (大東市赤井1-15-1 大東ビル1)	障がい者 障がい児	072-812-7886 よしだ 吉田

障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

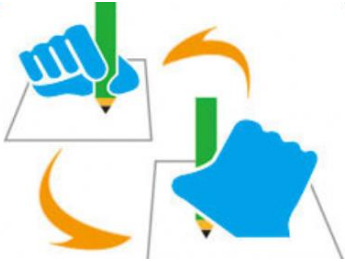
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

○ 順不同

名称	概要等	関係機関・団体
<p>【障がい者のための 国際シンボルマーク】</p> 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 都道府県警察本部交通部 警察署交通課 警察庁 TEL:03-3581-0141(代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 都道府県警察本部交通部 警察署交通課 警察庁 TEL:03-3581-0141(代)</p>

<p>めいしやう 名称</p>	<p>がいしやうしやう 概要等</p>	<p>かんけいきかん だんたい 関係機関・団体</p>
<p>【^{もうじん}盲人のための^{こくさい}国際シンボルマーク】</p> 	<p>せかいもうじんかいれんごうで1984ねんにせいぞうされた 盲人のための世界共通のマークです。視覚 しょうがい者のあんぜんやバリアフリーに考慮され た建物、設備、機器などに付けられています。 しんごうきやこくさいてんじゆうびんぶつ・しよせき などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚 しょうがい者のりようへのはいりよについて、 ごりかいごきやうりよくねが 御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>しやかいふくしほうじん 社会福祉法人 にほんもうじんふくしいいんかい 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885</p>
<p>【^{みみ}耳マーク】</p> 	<p>きこえがふじゆうなことをあはわ、こくないしよ 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用 されているマークです。ちゆうかくしょうがいしや 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、 ふりえきをこうむったり、しやかいせいかつじやう 不利益をこうむったり、社会生活上で ふあんがすく 不安が少なくありません。</p> <p>このマークをていじされたばあい、あいて 「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの ほうほうへのはいりよについてごきやうりよく 御協力をお願いいたします。</p>	<p>しやだんほうじんぜんにっぽんなんちゆうしや 社団法人全日本難聴者・ ちゆうとしつちやうしやだんたいれんごうかい 中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>【^{ほじょけん}ほじょ犬マーク】</p> 	<p>しんたいしよしょう しやほじょけんどうほん けいはつ 身体障がい者補助犬同伴の啓発のための マークです。</p> <p>しんたいしよしょう しやほじょけん もうどうけん かいじよ 身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助 けん ちゆうどうけん 犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者 ほじょけんほう せこう げんざい こうきやう 補助犬法」が施行され、現在では公共の しせつ こうつうきかん 施設や交通機関はもちろん、デパートやス ーパー、ホテル、レストランなどの民間施設 でもしんたいしよしょう しやほじょけん どうほん 身体障がい者補助犬が同伴できるよう になりました。</p> <p>ほじょけん 補助犬はペットではありません。からだ 不自由な方のからだの一部となって働いて います。しやかい 社会のマナーもきちんと訓練されてい るし、えいせいめん 衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>みせ いるぐち お店の入口などでこのマークを見かけたり、 ほじょけん つつ かのた み 補助犬を連れていての方を見かけた場合 は、ごりかいごきやうりよくねが 御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>こうせいろうどうしよしょうしやかい 厚生労働省社会・ えんごきやくしよがいはけん ふくしよ 援護局障害保健福祉部 きかくかじりつしえんしんこうしつ 企画課自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p>

<small>めいしょう</small> 名称	<small>がいようとう</small> 概要等	<small>かんけいきかん だんたい</small> 関係機関・団体
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>じんこうこうもん じんこうぼうこう ぞうせつ ひと 人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト たいおう のトイレの いろぐち あんないゆうどう 対応のトイレの入口・案内誘導プレートに びやうじ 表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに へいりよ 配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>しゃだんほうじん 社団法人 <small>にほん きょうかい</small> 日本オストミー協会 TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682</p>
<p>【ハートプラスマーク】</p> 	<p>「しんたいないぶ しやう ひと あらわ 身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・ちよくちよう しょうちよう かんぞう めんえききのう 直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に しょう 障がいがある方は外見からは分かりにくい ため、様々な ごとかい 誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの 優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに とう 停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの へいりよ 配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>とくてい ひ えい り かつどうほうじん 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 <small>かい</small> 〒572-0848 <small>ねやがわしほだちや ばん ごと</small> 寝屋川市秦町41番1号 <small>ねやがわしりつしみんかいかん かい</small> 寝屋川市立市民会館4階 <small>ねやがわしりつしみんかつどう</small> 寝屋川市立市民活動センター内 TEL 080-4824-9928(注) Eメール: info@heartplus.org (注)担当者が不在のため 電話に出られない場合がありますので、できるだけEメール、郵便で ねが お願いいたします。</p>
<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>えんじよ へいりよ ひつよう ひと 援助や配慮を必要としている方のためのマークです。</p> <p>このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>おおさか ふ ぶく し ぶしょう ぶくし 大阪府福祉部障がい福祉 <small>しつしょう ぶくし きかく かい</small> 室障がい福祉企画課 TEL:06-6941-0351 (内線:2481) FAX:03-5670-7682</p> <p>かどましじょう ぶくし かい 門真市障がい福祉課 TEL:06-6902-6154 FAX:06-6905-9510</p>

めいしやう 名称	がいやうたう 概要等	かんけいきかん だんたい 関係機関・団体
<p>【手話マーク】</p> 	<p>「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を持つマークです。</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、「門真市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めており、合理的配慮の一環として、障がい福祉課では「手話マーク」を設置し、理解促進を図ります。</p> <p>門真市では携帯できるカードも作成しております。</p>	<p>一般社団法人全日本ろう あ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445</p>
<p>【筆談マーク】</p> 	<p>「筆談で対応します」という意味を持つマークです。</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、「門真市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めており、合理的配慮の一環として、市民対応のある各課窓口における「筆談マーク」の設置し、理解促進を図ります。</p>	<p>一般社団法人全日本ろう あ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445</p>
<p>【ヘルプカード】</p> 	<p>障がいのある方などが普段から身に着けておくことで、緊急時や災害時、困ったときに周囲に提示することで援助や配慮をお願いしやすくするものです。</p>	<p>門真市障がい福祉課 TEL:06-6902-6154 FAX:06-6905-9510</p> <p>※窓口での配布はしておりませんので、門真市ホームページよりカラー印刷をしてご利用ください。</p>

と^いあ^わ さ^き
問^あ合^はせ^あ先

か^どま^し ほ^けん^ふく^し ぶ^じょう ふ^くしか
門^あ真^ま市^し保^ほ健^{けん}福^ふ祉^し部^ぶ 障^あがい^い福^ふ祉^し課^か

か^どま^し な^かま^ち ぼ^ん ご^う
〒571-8585 門^あ真^ま市^し中^{ちゆう}町^{ちゆう}1番^{ばん}1号^{ごう}

Tel 06-6902-6154・6054 (直^{ちゆう}通^{つう})

Fax 06-6905-9510 (直^{ちゆう}通^{つう})

れ^いわ ね^ん が^つは^つご^う
令^れ和^い3年^{ねん}6月^{がつ}発^{はつ}行^{こう}